

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	（財政課）	二
○手数料条例施行規則の一部を改正する規則	（同）	二
○宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則	（税務課）	二
○公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則	（環境対策課）	九
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（自然保護課）	九
○と畜場法施行細則の一部を改正する規則	（食と暮らしの安全推進課）	一一
○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（同）	一一
○ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（同）	一二
○准看護師再教育研修修了登録証の書換交付等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（医療人材対策室）	一三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（業務課）	一三
○毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則	（同）	一三
○温泉法施行細則の一部を改正する規則	（同）	一四
○麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則	（同）	一四
○覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則	（同）	一五
○養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則	（畜産課）	一五
○建設業法施行細則の一部を改正する規則	（事業管理課）	二一
○特殊車両通行許可申請手数料条例施行規則	（道路課）	二一

ページ

○入港料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

○都市計画法施行細則の一部を改正する規則

訓 令

○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

告 示

○令和六年宮城県告示第二百二十六号（行政文書の写しの交付等に要する費用）の一部改正

○宮城県議会定例会の招集

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○種畜預託規程の一部を改正する告示

○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調査の縦覧

○保安林の指定の解除

○保安林の指定の解除の予定

○県営住宅家賃規程の一部を改正する告示

○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告（二）

○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告（一件）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告（二）

○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告（一件）

企 業 局

○布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例施行規程の一部を改正する管理規程

○公文書の写し等に対して負担しなければならない費用に関する規程の一部を改正する訓令

議 会

○公文書の写し等に対して負担しなければならない費用に関する規程の一部を改正する訓令

○公文書の写し等に対して負担しなければならない費用に関する規程の一部を改正する訓令

教 育 委 員 会

○宮城県教育職員免許状再授与審査会規則

○教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

正 誤

○宮城県公報平成一六年号外第一八号（平成十六年三月三十一日付け）中

○宮城県公報平成一六年号外第一八号（平成十六年三月三十一日付け）中

（港湾課） 一一二

（建築宅地課） 一一二

（税務課） 一一二

（同） 一一二

規 則

手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十二号

手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

手数料条例等の一部を改正する条例(令和六年宮城県条例第九号) 附則に掲げる規定のうち同条例

第一条の規定の施行期日は、令和七年二月一日とする。

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十三号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則(平成十二年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(納付の特例)

第四条 条例第二条第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 現金により納付する場合

二 知事の発行する納入通知書により納付する場合

三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受

託者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託す

る場合

附 則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十四号

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第七十号中「狩猟税申告書」を「狩猟者の登録に係る申請書」に改める。

別表様式第五号の項中「その七」を「その七」に改め、同表様式第二百二十七号の二の項を次のよう

に改める。

様式第二百二十七号の二 削除

様式第五号(その七)の次に次の一様式を加える。

様式第5号 (その8)

(表)

住所 (所在地) _____ 年 月 日
 氏名 (名称) _____ 様
 _____ 宮城県 _____ 所長 印

固定資産税納税通知書

下記のとおり各納期の末日 (納期限) までに納付してください。
 なお、納付については、別添各期別の納付書により納付してください。

記

課税年度		課税番号	
課税標準額	税率	年税額	納期限

様式第5号 (その8)

(裏)

(固定資産税について)

- 課税の根拠 地方税法第740条及び宮城県条例第136条
- 税額の算出基礎は表記のとおりです。
- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の判決を経た後に、審査請求の判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の判決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日から3か月経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 納期限を過ぎてから納める場合には、納期限の翌日から納める日までの日数に応じ、納めるべき税額 (税額に1,000円未満の端数があるときはその端数を、全税額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。) に年14.6% (当該納期限 (徴収猶予 (地方税法第15条の規定による徴収猶予を除く。)) をした税額にあつては、当該猶予した期間の末日) の翌日から1月を経過する日までの期間については7.3%) の割合 (当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合 (以下「延滞金特例基準割合」という。)) が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合を超えない場合には、年7.3%の割合) とします。) を乗じて計算した金額に相当する延滞金 (100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。) を該当欄に記載して、併せて納めなければなりません。ただし、延滞金の全額が1,000円未満のときは、納める必要はありません。
- 納期限までに徴収金を完納しないため督促を受けて、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに徴収金を完納しないときは、滞納処分を受けることとなります。

納付の場所

様式第三十九号（その二）（表）を次のように改める。

様式第39号 (その1)

(表)

第 号
年 月 日

所在地
法人名

宮城県

所長 印

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税更正 (決定)

法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の 過少申告 不申告 重加算金決定 通知書兼徴収金納額告知書

地方税法第20条の9の3第4項 (第55条, 第72条の39, 第72条の41, 第72条の41の2) の規定によつて下記のとおり更正・決定し (同法第72条の46 (第72条の47) の規定によつて加算金を決定し) たので通知します。

なお, 不足税額及びその他の徴収金を指定納期限までに同封の納付書により, 納付書記載の納付場所に納付してください。

この通知により納付すべき税額等		指定納期限	この通知により減少する税額等	
法人県民税			法人県民税	
法人事業税			法人事業税	
特別法人事業税又は地方法人特別税			特別法人事業税又は地方法人特別税	
過少申告加算金		法定納期限	過少申告加算金	
不申告加算金			不申告加算金	
重加算金			重加算金	
合計			合計	

課税番号	事業年度又は連結事業年度	申告区分	申告期限	申告年月日	税務官署処理年月日	
	年 月 日から 年 月 日まで					
事業税			県民税			
所得割	課税標準	税率	税額	使途秘匿金税額等		
	総額			課税標準となる法人税額の総額		
	年 万円以下の金額			本県分の課税標準となる法人税額		
	年 万円以下の金額			法人税割額		
	年 万円を超える金額			道府県民税の特定寄附金税額控除額		
	計			税額控除超過額相当額の加算額		
	軽減税率不適用の金額			外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額		
付加価値割	総額			外国の法人税等の額の控除額		
	付加価値額			仮装経理に基づく法人税額の控除額		
資本割	総額			利子割額の控除額		
	資本金等の額			差引法人税割額		
収入割	総額			既に納付の確定した当期分の法人税割額		
	収入金額			租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		
合計事業税額				既還付請求利子額が過大である場合の納付額		
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額				過不足法人税割額		
令和6年改正法附則第8条第2項の控除額				算定期間中において事務所等を有していた月数		
事業税の特定寄附金税額控除額				均等割額		
仮装経理に基づく事業税額の控除額				既に納付の確定した当期分の均等割額		
既に納付の確定した事業税額				過不足均等割額		
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				利子割還付額		
差引過不足事業税額				減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額		
内訳	所得割	付加価値割	各種加算金	過少申告加算金		
	資本割	収入割		不申告加算金		
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額				重加算金		
特別法人事業税又は地方法人特別税						
課税標準			税率	税額	分割基準	
所得割に係る特別法人事業税又は地方法人特別税						県民税 総数 本県
収入割に係る特別法人事業税又は地方法人特別税						従業者, 固定資産価額, 軌道延長
合計特別法人事業税又は地方法人特別税						総数 本県
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額						事務所等, 発電用固定資産, 電力容量
既に納付の確定した特別法人事業税額又は地方法人特別税額						総数 本県
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額						総数 本県
差引過不足特別事業税額又は地方法人特別税額						売上高 総数 軌道等

様式第三十九号（その二）（表）を次のように改める。

様式第39号 (その2)

(表)

第 号
年 月 日

所在地
法人名

宮城県

所長 印

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税更正 (決定)

法人事業税・特別法人事業税の ^{過少申告}不申告 ^重加算金決定 通知書兼徴収金納額告知書

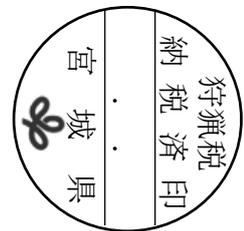
地方税法第20条の9の3第4項 (第55条, 第72条の39, 第72条の41, 第72条の41の2) の規定によつて下記のとおり更正・決定し (同法第72条の46 (第72条の47) の規定によつて加算金を決定し) たので通知します。

なお, 不足税額及びその他の徴収金を指定納期限までに同封の納付書により, 納付書記載の納付場所に納付してください。

この通知により納付すべき税額等			指定納期限	この通知により減少する税額等				
法人県民税				法人県民税				
法人事業税				法人事業税				
特別法人事業税				特別法人事業税				
過少申告加算金				過少申告加算金				
不申告加算金				不申告加算金				
重加算金				重加算金				
合計				合計				
課税番号	事業年度又は連結事業年度	申告区分	申告期限	申告年月日	税務官署処理年月日			
	年 月 日から 年 月 日まで							
事業税				県民税				
1号事業又は2号事業	所得割	総 税 標 準	税 率	税 額	使途秘匿金税額等			
		総 額			課税標準となる法人税額の総額			
		年 万円以下の金額			本県分の課税標準となる法人税額			
		年 万円以下の金額			法人税割額			
		年 万円を超える金額			道府県民税の特定寄附金税額控除額			
	計			税額控除超過額相当額の加算額				
	付加価値割	軽減税率不適用の金額			外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額			
		総 額			外国の法人税等の額の控除額			
		付 加 価 値 額			仮装経理に基づく法人税額の控除額			
	資本割	資 本 金 等 の 額			差引法人税割額			
総 額				既に納付の確定した当期分の法人税割額				
収入割	収 入 金 額			租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				
	総 額			過不足法人税割額				
3号事業	所得割	所 得 割 額			算定期間中において事務所等を有していた月数			
		総 額			均等割額			
	付加価値割	付 加 価 値 額			既に納付の確定した当期分の均等割額			
		総 額			過不足均等割額			
資本割	資 本 金 等 の 額			減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額				
	総 額							
収入割	収 入 金 額							
	総 額							
4号事業	付加価値割	付 加 価 値 額			各種加算金			
		総 額			過少申告加算金			
	資本割	資 本 金 等 の 額			不申告加算金			
		総 額			重加算金			
収入割	収 入 金 額							
	総 額							
合計事業税額								
令和6年改正法附則第8条第2項の控除額								
事業税の特定寄附金税額控除額								
仮装経理に基づく事業税額の控除額								
既に納付の確定した事業税額								
租税条約の実施に係る事業税額の控除額								
差引過不足事業税額								
分割基準	1号事業又は2号事業	所得割		付加価値割	県民税	総数		
		資本割		収入割		本県		
	3号事業	所得割		付加価値割		事業税	従業者, 固定資産価額, 軌道延長	
		資本割		収入割			総数	
	4号事業	所得割		付加価値割		本県	事務所等, 発電用固定資産, 電力容量	
		資本割		収入割		総数		
	減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額						本県	
	特別法人事業税						総数	
課 税 標 準			税 率	税 額	本県			
1号事業の所得割に係る特別法人事業税額					売上高	総数		
2号事業の収入割に係る特別法人事業税額						軌道等		
3号事業の収入割に係る特別法人事業税額								
4号事業の収入割に係る特別法人事業税額								
合計特別法人事業税								
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額								
既に納付の確定した特別法人事業税額								
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額								
差引過不足特別法人事業税額								

様式第百二十七号を次のように改める。

様式第127号



様式第二百二十七号の二を次のように改める。

様式第127号の2 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 様式第三十九号(その一)(表)及び様式第三十九号(その二)(表)の改正規定 令和七年三月一日

二 様式第五号(その七)の次に二様式を加える改正規定 令和七年四月一日

(狩猟税に関する経過措置)

2 改正後の宮城県条例施行規則(次項において「新規則」という。)の規定中狩猟税に関する部分は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第五十五条第二項に規定する狩猟者登録(以下この項において「狩猟者登録」という。)の申請を行う者について適用し、施行日前に狩猟者登録の申請を行う者については、なお従前の例による。

(諸様式に関する経過措置)

3 改正前の宮城県条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新規則の規定によるものとみなす。

公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十五号

公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則

公害紛争処理条例施行規則(昭和四十六年宮城県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第四条を第五条とする。

第三条中「様式第一号」を「別記様式」に改め、同条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(納付の特例)

第二条 条例第六条第三項ただし書及び第四項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 現金により納付する場合

二 知事の発行する納入通知書により納付する場合

三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の規定により指定納付受託者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する場合

様式第一号中「様式第一号(表)(表3)」を「別記様式(第4表)」に改める。
様式第二号を削り、様式第一号を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和三十八年宮城県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号の五を次のように改める。

様式第1号の5 (第3条関係)

(表面)

登録番号	登 録 番 号
	狩 猟 免 許
	損 害 の 賠 償
	放 鳥 獣 猟 区 の 区 域 の 登 録 の 有 無
	対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者であるか否かの別
申請書提出の日から遡って過去1年以内に、鳥獣の管理の目的の捕獲許可を受けて許可捕獲等を行った者又はその従事者として許可捕獲等を行った者か否かの別	
宮城県知事 殿	年 月 日
住 所 (〒)	写 真 ・6か月以内撮影 ・無背景、上三分身、 無帽、正面 ・縦3.0cm×横2.4cm ・裏面に氏名および 撮影年月日を記載
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	
電話番号()	Mail ()

狩 猟 者 登 録 申 請 書

狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により、次のとおり申請します。

1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類等(該当番号を○で囲むこと。第1種銃猟免許を受けたが空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすること。)

狩猟者登録を受けようとする 狩猟免許の種類・使用する猟具		所持する狩猟免許の内容			
網猟免許	1 網	都道府県 知事名	知事	狩猟免状の番号	交付年月日 年 月 日
わな猟免許	2 わな	都道府県 知事名	知事	狩猟免状の番号	交付年月日 年 月 日
第1種銃猟免許	3 ライフル銃	都道府県 知事名	知事	狩猟免状の番号	交付年月日 年 月 日
	4 散弾銃				
	5 空気銃				
第2種銃猟免許	6 空気銃	都道府県 知事名	知事	狩猟免状の番号	交付年月日 年 月 日

※ 5及び6の空気銃には、圧縮ガスを使用するものを含む。

2 狩猟をしようとする場所(該当番号を○で囲むこと) 1 宮城県の区域全部 2 放鳥獣猟区の区域

3 対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者であるか否かの別(該当番号を○で囲むこと。また、1の場合、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載すること。)

1 対象鳥獣捕獲員(所属市町村名:)	3 どちらでもない
2 認定鳥獣捕獲等事業者	
※ 対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者でなくなった者が同一種類の狩猟者登録を行う場合	前回登録を受けた狩猟者登録番号()

4 申請書提出の日から遡って過去1年以内に、鳥獣の管理の目的の捕獲許可を受けて許可捕獲等を行った者又はその従事者として許可捕獲等を行った者か否かの別(該当番号を○で囲むこと)

1 許可捕獲等を行った者
2 従事者として許可捕獲等を行った者
3 どちらでもない

5 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかを○で囲むこと。また、有の場合は、その停止の期間を記載すること。)

免許の効力の停止の有無	有・無	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
-------------	-----	-------	-----------------

6 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日(第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)

種 類	猟具の種類	猟銃・空気銃所持許可証番号	交 付 年 月 日
第1種銃猟免許	ライフル銃 散 弾 銃 空 気 銃	第 号	年 月 日
第2種銃猟免許	空 気 銃	第 号	年 月 日

※ 空気銃には、圧縮ガスを使用するものを含む。

7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項

共 済 事 業	法 人 名	対 象 損 害	給 付 額	被 共 済 者 期 間
			万円	年 月 日から 年 月 日まで
損 害 保 険 契 約	保 険 会 社 名	対 象 損 害	保 険 金 額	被 保 険 期 間
				年 月 日から 年 月 日まで
資 産 保 有				

(裏面)

8 職 業 [] 職業を具体的に記載し、職業分類の該当番号を○で囲むこと。	1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者
	4 販売従事者 5 農林業従事者 6 漁業従事者 7 採鉱・採石作業者
	8 運輸・通信従事者 9 技能工程・生産工程作業者 10 単純労働者
	11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業 14 無職
9 国が提供する情報システムでの個人情報の管理の同意	1 同意する 2 同意しない

記 載 上 の 注 意

- 1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
- 2 添付書類については、宮城県環境生活部自然保護課のホームページを御覧ください。
- 3 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- 4 3については、登録期間中に対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者でなくなった者が、当該登録期間中に同一種類の狩猟者登録を受ける場合は、前回の狩猟者登録の際に受けた狩猟者登録番号を記載すること。
- 5 申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の手續等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただくことが必要です。
- 6 この申請書は、宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）第166条の2第1項に規定する知事の定める関係書類として使用します。（この申請書に記載された個人情報は、狩猟税の賦課徴収の事務に必要な限度において、使用します。）
- 7 太線で囲まれた箇所には、申請者は、記載しないこと。

狩猟者登録手数料及び狩猟税について

○狩猟者登録手数料（1件につき） 1,800円

○狩猟税

狩 猟 者 の 登 録 の 区 分	<input type="checkbox"/> 1 県内の対象鳥獣捕獲員			
	<input type="checkbox"/> 2 県内で許可捕獲を行う認定鳥獣捕獲等事業者の従事者			
	<input type="checkbox"/> 3 許可捕獲等の実施者（申請書提出の日から遡って過去1年以内に、鳥獣の管理の目的の捕獲許可を受けて許可捕獲等を行った者）			
	<input type="checkbox"/> 4 許可捕獲等の従事者（申請書提出の日から遡って過去1年以内に、鳥獣の管理の目的の捕獲許可を受けて許可捕獲等を行った者の従事者として許可捕獲等を行った者）			
免 許 の 種 類	税 率 適 用 区 分	税 額		
		狩猟者の登録の区分		
		1・2	3・4	左以外
第1種銃猟免許	ア：下記イ以外の方	<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 8,200円	<input type="checkbox"/> 16,500円
	イ：納税者が住所地を有する市町村の長が発行した当年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない旨の証明書を添付した方で、かつ、下記のいずれかに該当する方 (1) 同一生計配偶者又は扶養親族に当たらない方 (2) 同一生計配偶者又は扶養親族に当たるが、農業、水産業又は林業に従事している方 (3) 当年度の都道府県民税の所得割額の納付を要しない方の同一生計配偶者又は扶養親族に当たる方	<input type="checkbox"/> 免除	<input type="checkbox"/> 5,500円	<input type="checkbox"/> 11,000円
	網猟又はわな猟免許		<input type="checkbox"/> 4,100円	<input type="checkbox"/> 8,200円
第2種銃猟免許	エ：上記イと同様の方		<input type="checkbox"/> 2,700円	<input type="checkbox"/> 5,500円
	オ：第2種銃猟免許に係る狩猟者登録を受ける方		<input type="checkbox"/> 2,700円	<input type="checkbox"/> 5,500円

宮 城 県 収入証紙 レシート（提出用） 添 付 欄	狩 猟 者 登 録 手 数 料	狩 猟 税

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定による様式第一号の五については、当分の間、改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十七号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則(昭和二十九年宮城県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

第十八条 条例第十三条第三項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 現金により納付する場合

二 知事の発行する納入通知書により納付する場合

三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する場合

様式第一号から様式第九号までの規定中「」を「」に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第九号までの改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のと畜場法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後のと畜場法施行細則の規定によるものとみなす。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十八号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成三年宮城県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「省令」という。」を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

(納付の特例)

第四条 条例第十二条第三項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 現金により納付する場合

二 知事の発行する納入通知書により納付する場合

三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する場合

附 則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十九号

ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則(令和三年宮城県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

(納付の特例)

第十九条 条例第二十六条第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 現金により納付する場合

二 知事の発行する納入通知書により納付する場合

三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受

託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合

附 則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

准看護師再教育研修了登録証の書換交付等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十号

准看護師再教育研修了登録証の書換交付等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

准看護師再教育研修了登録証の書換交付等に関する条例施行規則（平成二十年宮城県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（納付の特例）

第五条 条例第四条第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 現金により納付する場合

二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合

様式第一号から様式第三号までの規定中「」を「」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の准看護師再教育研修了登録証の書換交付等に関する条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の准看護師再教育研修了登録証の書換交付等に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十六年宮城県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（納付の特例）

第十五条 条例第九条第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 現金により納付する場合

二 知事の発行する納入通知書により納付する場合

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合

様式第一号から様式第六号まで及び様式第九号から様式第十三号までの規定中「」を「」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第六号まで及び様式第九号から様式第十三号までの改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十二号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和三十八年宮城県規則第十五号）の一部を次のように改正する。
第十三条の次に次の一条を加える。

（納付の特例）

第十四条 条例第二十條第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現金により納付する場合
- 二 知事の発行する納入通知書により納付する場合
- 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合

様式第一号から様式第十一号まで及び様式第十三号中「。」を「」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第十一号まで及び様式第十三号の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の毒物及び劇物取締法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の毒物及び劇物取締法施行細則の規定によるものとみなす。

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十三号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（平成十二年宮城県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（納付の特例）

第二十三条 条例第二十三條第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現金により納付する場合
- 二 知事の発行する納入通知書により納付する場合
- 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託す

る場合

様式第一号から様式第三号まで及び様式第六号の二から様式第十二号の五までの規定中「。」を「」に改める。

様式第十二号の六中「法人にあっては、」を「法人にあっては、」及び「ので、」を「ので、」及び「」に改める。

（注）次に掲げる書類を添付すること。

1 法人の名称、主たる事務所の所在地又は代表者を変更した場合には、登記事項を証明書

2 温泉ゆう出地の地番を変更した場合には、登記事項証明書を

（注）法人にあっては、登記事項証明書を添付すること。」に改める。

様式第十二号の七から様式第十三号まで、様式第十五号及び様式第十六号中「。」を「」に改める。

様式第十七号中「。」を「」に、「源泉ゆう出地」を「温泉ゆう出地」に改める。

様式第十七号の二及び様式第十八号の二から様式第二十七号までの規定中「。」を「」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の温泉法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の温泉法施行細則の規定によるものとみなす。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十四号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和三十九年宮城県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

（納付の特例）

第十九条 条例第十四條第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現金により納付する場合

二 知事の発行する納入通知書により納付する場合

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合

別表中「。」を「、」に改める。

様式第二号から様式第五号まで、様式第七号、様式第八号及び様式第十二号から様式第十五号までの規定中「。」を「、」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。ただし、別表並びに様式第二号から様式第五号まで、様式第七号、様式第八号及び様式第十一号から様式第十五号までの改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行細則の規定によるものとみなす。

覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十五号

覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則

覚醒剤取締法施行細則（平成十二年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（納付の特例）

第十四条 条例第十六条第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現金により納付する場合
 - 二 知事の発行する納入通知書により納付する場合
 - 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合
- 様式第一号から様式第四号まで及び様式第六号から様式第十二号までの規定中「。」を「、」に改

める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第四号まで及び様式第六号から様式第十二号までの改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の覚醒剤取締法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の覚醒剤取締法施行細則の規定によるものとみなす。

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十六号

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

養蜂振興法施行細則（平成十二年宮城県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（納入方法の特例）

第七条 条例第六条ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現金により納付する場合
 - 二 知事の発行する納入通知書により納付する場合
 - 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合
- 様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

養蜂飼育届

年 月 日

宮城県知事 殿

住所

電話番号**1

氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法第3条第1項の規定により、養蜂飼育届を下記のとおり届け出ます。

1 年1月1日現在養蜂飼育状況

記

飼育場所**2	飼育蜂群数
緯度 経度	(うち日本養蜂)

2 年養蜂飼育計画**3**4

飼育場所**2	飼育予定最大計画蜂群	飼育期間
緯度 経度	(うち日本養蜂)	1月 1日から 月 日まで
緯度 経度	(うち日本養蜂)	月 日から 月 日まで
緯度 経度	(うち日本養蜂)	月 日から 月 日まで
緯度 経度	(うち日本養蜂)	月 日から 月 日まで
緯度 経度	(うち日本養蜂)	月 日から 月 日まで

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- (1) 個人情報の利用目的：宮城県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、養蜂の防疫、農業被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲においてのみ利用する。
- (2) 個人情報の安全管理措置：宮城県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- (3) 個人情報の第三者への提供：宮城県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
ア 宮城県の管理監督の下、蜂群の配置調整、養蜂の防疫、農業被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（養蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- ※1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- ※2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- ※3 飼育計画は1月1日から12月31日までにについて記入すること。
- ※4 届出内容は、周辺の養蜂飼育者と協議済みのものを記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

- 1 養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、宮城県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、養蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の養蜂飼育者との配置調整を求める場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、宮城県から、養蜂の飼育の状況等に関し必要な協力を求めることがあります。
- 2 届出提出後に蜂群の配置調整の必要が生じた場合は、周辺の養蜂飼育者との配置調整に御協力をお願いします。

様式第2号(第2条関係)

蜜蜂飼育変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

住所

電話番号^{*1}

氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法第3条第3項の規定により、下記のとおり届出事項の変更がありましたので、届け出ます。

1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況 記

飼育場所 ^{**2}		飼育蜂群数
変更前	緯度 経度	(うち日本蜜蜂)
変更後	緯度 経度	(うち日本蜜蜂)

2 年蜜蜂飼育計画^{**3**4}

飼育場所 ^{**2}		飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間
変更前	緯度 経度	(うち日本蜜蜂)	1月 1日から 月 日まで
	緯度 経度	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
変更後	緯度 経度	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	緯度 経度	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- 個人情報の利用目的：宮城県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農業被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲においてのみ利用する。
- 個人情報の安全管理措置：宮城県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- 個人情報の第三者への提供：宮城県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
ア 法律に基づき、宮城県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農業被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（養蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- *1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- *2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- *3 飼育計画は1月1日から12月31日までにについて記入すること。
- *4 届出内容は、周辺の養蜂飼育者と協議済みのものを記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

- 養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、宮城県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の養蜂飼育者との配置調整を求める場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、宮城県から、蜜蜂の飼育の状況等に関し必要な協力を求めることがあります。
- 届出提出後に蜂群の配置調整の必要が生じた場合は、周辺の養蜂飼育者との配置調整に御協力をお願いいたします。

様式第3号 (第3条関係)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
電話番号*1
氏名又は名称及び代表者氏名

下記のとおり転飼したいので、養蜂振興法第4条第1項の規定による許可を申請します。

記

1 蜜蜂転飼概要

転飼しようとする場所*2	左の土地所有者名住所氏名	最 大 群 計 画 数	転飼期間	飼 養 管 理 者 住 所 氏 名
緯度 経度		(うち日本蜜蜂)	月 日から 日まで	
緯度 経度		(うち日本蜜蜂)	月 日から 日まで	
緯度 経度		(うち日本蜜蜂)	月 日から 日まで	

2 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- (1) 個人情報の利用目的：宮城県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農業被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- (2) 個人情報の安全管理措置：宮城県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- (3) 個人情報の第三者への提供：宮城県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ア 法令に基づく場合
 - イ 宮城県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農業被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

3 手数料の納入方法*3

納入通知書による納付を希望する

備考

- ※1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- ※2 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- ※3 納入通知書による納付を希望する場合には、チェックを入れること。

【提出に当たっての留意事項】

- 1 養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、宮城県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者との配置調整を求める場合があります。許可証の発行後、同法第8条第2項の規定に基づき、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、宮城県から、蜜蜂の飼育の状況等に関し必要な協力を求めることがあります。
- 2 申請後に蜂群の配置調整の必要が生じた場合は、周辺の蜜蜂飼育者との配置調整に御協力をお願いいたします。

様式第四号中「.」を「.」に改める。
様式第五号を次のように改める。

様式第5号 (第5条関係)

転飼成績報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
電話番号*1
氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法施行条例第3条の規定により、下記のとおり成績を報告します。

記

転飼場所*2	蜂群数	転飼期間	蜂蜜生産量	蜜ろう生産量	ローヤルゼリー生産量
		月 日から 日まで			
		月 日から 日まで			
		月 日から 日まで			

備考

- ※ 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- ※ 2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号等）を記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

本報告に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ使用する。

様式第六号中「.」を「.」に改める。
様式第七号を次のように改める。

様式第七号（第8条関係）

蜜蜂転飼届

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
電話番号*1
氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法施行条例第8条の規定により、蜜蜂転飼届出書を提出します。

記

1 届出概要

転飼しようとする場所*2	左の土地所有者名	最大計画数	転飼期間	飼養管理者名
緯度 経度			月 日から 月 日まで	
緯度 経度			月 日から 月 日まで	
緯度 経度			月 日から 月 日まで	

2 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- (1) 個人情報の利用目的：宮城県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農業被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- (2) 個人情報の安全管理措置：宮城県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- (3) 個人情報の第三者への提供：宮城県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ア 法令に基づく場合
 - イ 宮城県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農業被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（養蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- *1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- *2 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並び緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。

【提出に当たっての留意事項】

- 1 養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、宮城県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、養蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の養蜂飼育者との配置調整を求める場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、宮城県から、養蜂の飼育の状況等に関し必要な協力を求めることがあります。
- 2 届出提出後に蜂群の配置調整の必要が生じた場合は、周辺の養蜂飼育者との配置調整に御協力をお願いします。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第七号までの改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の養蜂振興法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の養蜂振興法施行細則の規定によるものとみなす。

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十七号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和三十六年宮城県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。
本則に次の一条を加える。

(納付の特例)

第十一条 条例第四条第三項ただし書及び第四項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現金により納付する場合
- 二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合

附 則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

特殊車両通行許可申請手数料条例施行規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十八号

特殊車両通行許可申請手数料条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、特殊車両通行許可申請手数料条例(昭和四十七年宮城県条例第二十号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(納付の特例)

第二条 条例第二条ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 現金により納付する場合

二 知事の発行する納入通知書により納付する場合

三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する場合

(委任)

第三条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

入港料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇宮城県規則第三十九号

入港料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

入港料条例の一部を改正する条例(令和六年宮城県条例第三十七号)の施行期日は、令和七年四月一日とする。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇宮城県規則第四十号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則(平成十二年宮城県規則第四百四十八号)の一部を次のように改正する。第三十条の次に次の一条を加える。

(納付の特例)

第三十一条 条例第二十一条第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 現金により納付する場合

二 知事の発行する納入通知書により納付する場合

三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する場合

附則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

宮城県税務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

訓令 甲

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇宮城県訓令甲第一号

宮城県税務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県税務取扱規程(昭和二十九年宮城県訓令甲第三十一号)の一部を次のように改正する。第九十条中「徴収する」を「徴収した」に改め、「狩猟税申告書を審査の上」を削り、「狩猟税に係る証紙貼用実績報告書」を「狩猟税徴収実績報告書」に改める。

別表様式第百八号の項中「狩猟税に係る証紙貼用実績報告書」を「狩猟税徴収実績報告書」に改める。

様式第百八号中「狩猟税徴収実績報告書」を「狩猟税申告書」に改め、「月分」の次に「()」を「()」を加える。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和七年二月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮城県税務取扱規程(以下「新規規程」という。)の規定は、令和七年二月末日以後に提出すべき新規規程第九十条に規定する報告書について適用する。

告 示

〇宮城県告示第三十二号

令和六年宮城県告示第二百二十六号(行政文書の写しの交付等に要する費用)の一部を次のように

改正し、令和七年二月一日から施行する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

四を次のように改める。

四 費用の納入方法

1 供与物品の交付を受けるときは、その費用は、原則として、次に掲げる方法により納付しなればならない。

(1) 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第三十七条第一項の規定により現金で納付する方法

(2) 財務規則第四十条の二に規定する指定納付受託者に納付を委託して納付する方法

2 1にかかわらず、郵送により供与物品の交付を受ける場合の郵便料金の実費は、当該郵便料金相当額の郵便切手を提出することによって代えることができる。

3 1にかかわらず、当該交付を受ける者が次に掲げる者であるときは、知事の発行する納入通知書により費用を納入することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体

(2) 郵送等により供与物品の交付を受ける県外に在住する者

○宮城県告示第三十三号

令和七年二月十二日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇五〇〇四五八	HOPPEGARDE N気仙沼 一仙沼市田中前三 一―二十三	就労移行支援、 就労定着支援	株式会社希望 舎	令和七年一月 三十一日

○宮城県告示第三十五号

種畜預託規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種畜預託規程の一部を改正する告示

種畜預託規程（昭和四十二年宮城県告示二百六十二号）の一部を次のように改正する。
第二条中「あつて」を「あつて」に改める。

第五条中「昭和五十一年宮城県条例第二十七号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第十条を第十一条とし、第六条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（納入方法の特例）

第六条 条例第三条ただし書に規定する知事が特別の事情があると認める場合の納入は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 現金による方法

二 知事の発行する納入通知書による方法

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法

様式第二号中「せひび」を「及びび」に改める。

様式第三号中「あつた」を「あつた」に、「」を「」に改める。

様式第四号中「」を「」に、「」に「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和七年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の種畜預託規程の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の種畜預託規程の規定によるものとみなす。

○宮城県告示第三十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を

令和七年一月三十一日から令和七年二月十四日まで縦覧に供する。
令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 石巻市雄勝町立浜字天神三十八番地九 末永 陽市 石巻市雄勝町小島字和田七番地十四 佐藤 一	加入区 雄勝町雄勝 湾加入区 宮城県漁業協同組合雄勝町雄勝湾支所 宮城県石巻市雄勝町雄勝字下雄勝十二一三六
漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	

○宮城県告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

刈田郡蔵王町大字円田字十文字北一〇五の二、字谷地五一の二、七二の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する旨、農林水産大臣から通知があった。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

伊具郡丸森町字飯塚一〇三の二一（国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第三十九号

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示

県営住宅家賃規程（昭和五十三年宮城県告示第二百八十号）の一部を次のように改正する。

本則第一号の表を次のように改める。

住宅名	所在地	建設年度	構造	一戸当たり 住戸専用面 積(平方メ ートル)	利便性 数	応益係数	近傍同種の 住宅家賃
県営黒松第一住宅	仙台市	平成二年度	中層耐 火造	五六・一	〇・九五五三	〇・六九二八	六〇、三〇〇円
同	同	同	同	六七・二	〇・九五五三	〇・八二九九	七〇、八〇〇円
同	同	同	同	八六・〇	〇・九五五三	一・一〇六二	九〇、六〇〇円
同	同	昭和四十四 年度	同	三三・六	〇・九〇〇〇	〇・二七九五	一九五〇〇円
同	同	同	同	四〇・二	〇・九〇〇〇	〇・三三四四	二〇、七〇〇円
同	同	平成六年度	同	五四・六	〇・九五〇〇	〇・七二一五	九七、六〇〇円
同	同	同	同	五四・六	〇・九五〇〇	〇・七二一五	九七、八〇〇円
同	同	同	同	五六・四	〇・九五〇〇	〇・七三四五	一〇〇、九〇〇円
同	同	同	同	六三・四	〇・九五〇〇	〇・八一四五	一一三、一〇〇円
同	同	同	同	六三・四	〇・九五〇〇	〇・八一四五	一一三、三〇〇円
同	同	同	同	六六・〇	〇・九五〇〇	〇・八四七九	一二七、六〇〇円

		県営折立住宅																	
		同																	
同	昭 和 五 十 二 年 度	同	同	同	平 成 九 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	平 成 八 年 度	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四五・一	四五・一	七九・七	六九・〇	六六・〇	五六・九	七九・七	七六・二	六九・〇	六六・四	六六・〇	六三・四	五六・九	五五・〇	七九・七	七四・九	七四・九	六八・六	六六・〇	六六・〇
〇・九四二	〇・九四二	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇
〇・四三九	〇・四三九	一・〇三七五	〇・八九八三	〇・八五九二	〇・七四〇七	一・〇三三〇	〇・九八七七	〇・八九四三	〇・八六〇六	〇・八五五四	〇・八二二七	〇・七三七四	〇・七二二八	一・〇三三九	〇・九六三三	〇・九六三三	〇・八八一三	〇・八四七九	〇・八四七九
五五、五〇〇円	五五、五〇〇円	一三九、三〇〇円	一三三、七〇〇円	一七三、三〇〇円	一〇一、三〇〇円	一四七、〇〇〇円	一三九、七〇〇円	二二八、七〇〇円	二二三、一〇〇円	二二三、四〇〇円	二一六、八〇〇円	一〇六、一〇〇円	一〇二、一〇〇円	一四〇、六〇〇円	一三三、五〇〇円	一三三、三〇〇円	一一八、〇〇〇円	一一七、八〇〇円	一一七、八〇〇円

県営新坂住宅		県営桜ヶ丘住宅																	
同		同																	
同	同	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六二・七	六二・七	六一・三	六一・三	五九・二	五九・二	四四・九	四四・九	六五・三	六五・三	五七・〇	五七・〇	五六・五	五六・五	五六・五	五六・五	四五・七	四五・七	四五・七	四五・七
〇・九三三	〇・九三三	〇・九三三	〇・九三三	〇・九三三	〇・九三三	〇・九三三	〇・九三三	〇・九四二											
〇・六三六一	〇・六三九二	〇・六二二八	〇・六二五一	〇・六〇〇五	〇・五九四〇	〇・四五五四	〇・四五〇五	〇・六三三七	〇・六二八七	〇・五五四九	〇・五四八八	〇・五五〇〇	〇・五五〇〇	〇・五四四〇	〇・五四四〇	〇・四四四八	〇・四四四八	〇・四三九九	〇・四三九九
七、一〇〇円	七、一〇〇円	六九、五〇〇円	六九、五〇〇円	六七、二〇〇円	六七、二〇〇円	五一、六〇〇円	五一、六〇〇円	七六、〇〇〇円	七六、〇〇〇円	六四、一〇〇円	六四、一〇〇円	六八、四〇〇円	六三、七〇〇円	六八、四〇〇円	六三、七〇〇円	五五、九〇〇円	五五、二〇〇円	五六、九〇〇円	五五、二〇〇円

											県営新坂住宅 (身体障害者向け住宅)										
											同										
同	同	同	同	昭 和 六 十 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同	同	平 成 四 年 度	同	同		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
七 一 ・ 三	六 七 ・ 四	六 七 ・ 四	五 六 ・ 六	五 六 ・ 六	八 三 ・ 八	八 三 ・ 八	七 一 ・ 三	七 一 ・ 三	五 六 ・ 六	五 六 ・ 六	六 二 ・ 四	五 四 ・ 五	五 二 ・ 九	七 六 ・ 八	六 三 ・ 六	六 三 ・ 六	五 四 ・ 二	七 三 ・ 五	七 三 ・ 五		
〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 一 三	〇 ・ 九 一 三	〇 ・ 九 一 三	〇 ・ 九 一 三	〇 ・ 九 一 三	〇 ・ 九 一 三	〇 ・ 九 六 三	〇 ・ 九 六 三	〇 ・ 九 六 三	〇 ・ 九 六 三	〇 ・ 九 六 三	〇 ・ 九 六 三	〇 ・ 九 六 三	〇 ・ 九 三 三	〇 ・ 九 三 三		
〇 ・ 七 七 六 〇	〇 ・ 七 四 一 七	〇 ・ 七 三 三 五	〇 ・ 六 三 八	〇 ・ 六 一 六 〇	〇 ・ 九 〇 八 七	〇 ・ 八 九 八 八	〇 ・ 七 七 三	〇 ・ 七 六 四 七	〇 ・ 六 三 七	〇 ・ 六 〇 七 〇	〇 ・ 六 六 〇 五	〇 ・ 五 七 六 八	〇 ・ 五 五 九 九	〇 ・ 九 八 一 四	〇 ・ 八 二 七	〇 ・ 八 二 七	〇 ・ 六 九 六 六	〇 ・ 七 四 五 六	〇 ・ 七 三 七 五		
八 一 、 五 〇 〇 円	七 八 、 三 〇 〇 円	七 八 、 三 〇 〇 円	六 五 、 〇 〇 〇 円	六 五 、 〇 〇 〇 円	九 五 、 一 〇 〇 円	九 五 、 一 〇 〇 円	八 〇 、 九 〇 〇 円	八 〇 、 九 〇 〇 円	六 四 、 五 〇 〇 円	六 四 、 五 〇 〇 円	七 三 、 二 〇 〇 円	六 五 、 〇 〇 〇 円	六 二 、 六 〇 〇 円	一 一 三 、 八 〇 〇 円	九 四 、 五 〇 〇 円	九 四 、 四 〇 〇 円	八 〇 、 六 〇 〇 円	八 二 、 八 〇 〇 円	八 二 、 八 〇 〇 円		

											県営広瀬住宅										
											同										
同	同	同	同	昭 和 六 十 三 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 二 年 度	同	同	同	同	同	同		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
七 一 ・ 三	六 七 ・ 四	六 七 ・ 四	五 六 ・ 六	五 六 ・ 六	八 四 ・ 八	八 四 ・ 八	八 一 ・ 四	七 一 ・ 三	七 一 ・ 三	六 七 ・ 四	六 七 ・ 四	六 七 ・ 四	五 六 ・ 六	五 六 ・ 六	八 三 ・ 八	八 三 ・ 八	八 一 ・ 四	八 一 ・ 四	七 一 ・ 三		
〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 三 三																
〇 ・ 八 〇 九 九	〇 ・ 七 七 四 〇	〇 ・ 七 六 五 六	〇 ・ 六 五 〇 〇	〇 ・ 六 四 二 九	〇 ・ 九 六 〇 三	〇 ・ 九 四 九 八	〇 ・ 九 二 八	〇 ・ 八 〇 七 四	〇 ・ 七 九 八 六	〇 ・ 七 六 三 三	〇 ・ 九 一 一 七	〇 ・ 七 五 四 九	〇 ・ 六 四 〇 九	〇 ・ 六 三 三 九	〇 ・ 九 三 一	〇 ・ 九 二 〇	〇 ・ 八 九 五 七	〇 ・ 八 八 五 九	〇 ・ 七 八 四 六		
八 三 、 一 〇 〇 円	七 八 、 一 〇 〇 円	七 八 、 一 〇 〇 円	六 六 、 一 〇 〇 円	六 六 、 一 〇 〇 円	九 八 、 九 〇 〇 円	九 八 、 九 〇 〇 円	九 五 、 三 〇 〇 円	八 三 、 七 〇 〇 円	八 三 、 七 〇 〇 円	七 九 、 六 〇 〇 円	九 五 、 三 〇 〇 円	七 九 、 六 〇 〇 円	六 六 、 八 〇 〇 円	六 六 、 八 〇 〇 円	九 五 、 七 〇 〇 円	九 五 、 七 〇 〇 円	九 三 、 六 〇 〇 円	九 三 、 六 〇 〇 円	八 一 、 五 〇 〇 円		

県営支倉住宅															県営広瀬住宅 (身体障害者向け住宅)					
同															同					
同	同	同	同	昭 和 五 十 七 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平 成 二 年 度	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	同
同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	
六 七 ・ 三	六 一 ・ 七	六 一 ・ 二	五 一 ・ 五	五 〇 ・ 四	七 九 ・ 四	六 八 ・ 〇	六 六 ・ 〇	六 六 ・ 〇	六 五 ・ 八	六 五 ・ 八	六 五 ・ 三	五 三 ・ 三	五 二 ・ 八	五 二 ・ 四	七 一 ・ 三	八 四 ・ 八	八 四 ・ 八	八 一 ・ 四	七 一 ・ 三	
〇 ・ 九 五 六 七	〇 ・ 九 五 六 七	〇 ・ 九 五 六 七	〇 ・ 九 五 六 七	〇 ・ 九 五 六 七	〇 ・ 九 六 四 五	〇 ・ 九 五 三	〇 ・ 九 三 一	〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 一 三	〇 ・ 九 三 一										
〇 ・ 七 四 二 〇	〇 ・ 六 八 〇 三	〇 ・ 六 七 四 八	〇 ・ 五 六 七 八	〇 ・ 五 五 五 七	〇 ・ 九 九 〇 一	〇 ・ 八 四 七 九	〇 ・ 八 三 三 九	〇 ・ 八 三 三 九	〇 ・ 八 二 〇 五	〇 ・ 八 二 〇 五	〇 ・ 八 一 四 二	〇 ・ 六 六 四 六	〇 ・ 六 五 八 四	〇 ・ 六 五 三 三	〇 ・ 八 〇 七 〇	〇 ・ 九 七 三 九	〇 ・ 九 六 三 三	〇 ・ 九 三 四 九	〇 ・ 八 一 八 八	
八 一 、 一 〇 〇 円	七 二 、 〇 〇 〇 円	七 三 、 八 〇 〇 円	六 〇 、 八 〇 〇 円	六 〇 、 八 〇 〇 円	九 三 、 三 〇 〇 円	七 八 、 二 〇 〇 円	七 六 、 五 〇 〇 円	七 五 、 九 〇 〇 円	七 六 、 四 〇 〇 円	七 五 、 七 〇 〇 円	七 五 、 二 〇 〇 円	六 一 、 九 〇 〇 円	六 〇 、 九 〇 〇 円	六 一 、 〇 〇 〇 円	八 一 、 〇 〇 〇 円	九 七 、 六 〇 〇 円	九 七 、 六 〇 〇 円	九 三 、 三 〇 〇 円	八 三 、 一 〇 〇 円	

県営燕沢住宅						県営岩切住宅					県営蒲生住宅				県営梶の杜住宅				
同						同					同				同				
同	昭 和 六 十 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同
六 〇 ・ 一	六 〇 ・ 一	六 八 ・ 四	六 八 ・ 四	六 〇 ・ 一	六 〇 ・ 一	六 八 ・ 四	六 八 ・ 四	六 〇 ・ 一	六 〇 ・ 一	七 二 ・ 二	六 四 ・ 六	六 〇 ・ 五	七 六 ・ 一	六 七 ・ 三	六 一 ・ 二	五 一 ・ 三	五 〇 ・ 四	七 七 ・ 七	七 五 ・ 三
〇 ・ 九 一 四 三	〇 ・ 九 〇 四 三	〇 ・ 九 一 四 三	〇 ・ 九 〇 四 三	〇 ・ 九 一 四 三	〇 ・ 九 〇 四 三	〇 ・ 九 一 三 三	〇 ・ 九 〇 三 三	〇 ・ 九 一 三 三	〇 ・ 九 〇 三 三	〇 ・ 九 〇 三 七	〇 ・ 九 〇 三 七	〇 ・ 九 〇 三 七	〇 ・ 九 五 六 七	〇 ・ 九 五 六 七	〇 ・ 九 五 六 七	〇 ・ 九 五 六 七	〇 ・ 九 五 六 七	〇 ・ 八 五 六 七	〇 ・ 九 五 六 七
〇 ・ 六 六 三	〇 ・ 六 五 五 〇	〇 ・ 七 四 二 七	〇 ・ 七 三 四 六	〇 ・ 六 五 二 六	〇 ・ 六 四 五 四	〇 ・ 七 三 〇 九	〇 ・ 七 三 三 九	〇 ・ 六 四 三 三	〇 ・ 六 三 五 二	〇 ・ 七 六 三 四	〇 ・ 六 八 三 〇	〇 ・ 六 三 九 七	〇 ・ 八 三 九 一	〇 ・ 七 四 二 〇	〇 ・ 六 七 四 八	〇 ・ 五 六 五 六	〇 ・ 五 五 五 七	〇 ・ 八 五 六 七	〇 ・ 八 三 〇 二
七 一 、 一 〇 〇 円	七 一 、 一 〇 〇 円	七 六 、 八 〇 〇 円	七 六 、 八 〇 〇 円	六 七 、 九 〇 〇 円	六 七 、 九 〇 〇 円	六 九 、 五 〇 〇 円	六 九 、 五 〇 〇 円	六 一 、 九 〇 〇 円	六 一 、 九 〇 〇 円	七 六 、 二 〇 〇 円	六 八 、 二 〇 〇 円	六 四 、 〇 〇 〇 円	九 一 、 六 〇 〇 円	八 一 、 一 〇 〇 円	七 二 、 八 〇 〇 円	六 一 、 九 〇 〇 円	六 〇 、 八 〇 〇 円	九 二 、 〇 〇 〇 円	九 〇 、 五 〇 〇 円

県営六丁目東住宅											県営六丁目住宅		県営中倉住宅 (身体障害者向け住宅)		県営中倉住宅				
同											同		同		同				
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭和六十一 年度	同	昭和五十七 年度	同	同	同	昭和五十五 年度	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	高層耐 火造	同	中層耐 火造	同	同	高層耐 火造	同	同	同	
八二・四	七九・九	七九・九	七八・五	七八・五	六七・七	六七・七	六五・二	六五・二	五二・五	五二・五	六〇・七	六〇・七	五九・二	五九・二	五九・二	六二・三	六二・三	六八・四	
〇・九二〇八	〇・九三〇八	〇・九二〇八	〇・九一九七	〇・九一九七	〇・九七七八	〇・九七七八	〇・九三六八	〇・九二六八	〇・九二六八	〇・九〇四三									
〇・九二七六	〇・九〇九三	〇・八九九五	〇・八九三三	〇・八九三七	〇・七七〇五	〇・七六三三	〇・七四一〇	〇・七三四〇	〇・五九七四	〇・五九一〇	〇・六四三四	〇・六三五四	〇・六一九七	〇・六一九七	〇・六五二二	〇・六四五二	〇・七五三七	〇・七四五四	
一〇三、〇〇〇円	九九、六〇〇円	九九、六〇〇円	九九、七〇〇円	九九、七〇〇円	八五、一〇〇円	八五、一〇〇円	八一、六〇〇円	八一、六〇〇円	六六、四〇〇円	六六、四〇〇円	七二、六〇〇円	七二、六〇〇円	六七、七〇〇円	六六、九〇〇円	六六、九〇〇円	六四、三〇〇円	六四、三〇〇円	八〇、四〇〇円	

県営黒松第三住宅				県営黒松第一住宅							県営太白住宅								
同				同							同								
昭和三十九 年度	同	昭和三十九 年度	昭和三十九 年度	昭和三十九 年度															
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐 火造	同	
四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・三	四〇・三	四〇・三	四〇・三	四〇・三	四〇・三	四〇・三	四〇・三	五九・三	五九・三	五七・〇	五七・〇	五七・〇	五九・三	五九・三	五五・九	八二・四
〇・九一五四	〇・九一五四	〇・九一五四	〇・九一五五	〇・九一五五	〇・九一五五	〇・九一五五	〇・九一五五	〇・九一五五	〇・九一五五	〇・九一五五	〇・九一〇〇	〇・九一〇〇	〇・九一〇〇	〇・九一〇〇	〇・九一〇〇	〇・九一〇〇	〇・九一〇〇	〇・九一〇〇	〇・九三〇八
〇・三三三七	〇・三三〇八	〇・三三七三	〇・三三二七	〇・三三二七	〇・三二八六	〇・三二五二	〇・三二二二	〇・三二二二	〇・三〇八七	〇・三〇八七	〇・五八四一	〇・五七七七	〇・五六一四	〇・五五五二	〇・五七四六	〇・五六八三	〇・五四一七	〇・五三三七	〇・九三七七
三四、四〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三七、一〇〇円	三七、一〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、四〇〇円	三四、三〇〇円	三五、四〇〇円	三四、三〇〇円	四七、七〇〇円	四七、七〇〇円	四六、二〇〇円	四六、二〇〇円	四八、一〇〇円	四八、一〇〇円	四五、五〇〇円	四五、五〇〇円	一〇三、〇〇〇円

県営将監第一住宅										県営将監第二住宅									
同										同									
同	同	同	同	昭 和 四 十 六 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 四 十 五 年 度	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	八〇・五	七九・九	七九・六	七九・四	六三・一	五七・六	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二
〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九六六七	〇・九六六七	〇・九六六七	〇・九六六七	〇・九六六七	〇・九六六七	〇・九六六七	〇・九六六七	〇・九二六七	〇・九一六七
〇・四六九五	〇・四六五四	〇・四三七八	〇・三六一六	〇・三五七七	〇・三四九八	〇・三四六〇	〇・三四六〇	〇・四六〇一	〇・四六〇一	〇・九三三九	〇・八八八一	〇・九一一一	〇・八一六五	〇・七四八〇	〇・六八二八	〇・四六五八	〇・四六〇一	〇・三五〇九	〇・三四七一
六一、二〇〇円	六〇、四〇〇円	四七、六〇〇円	三三、一〇〇円	三三、一〇〇円	三〇、六〇〇円	三〇、六〇〇円	三〇、六〇〇円	六五、八〇〇円	六五、八〇〇円	一一三、七〇〇円	一一一、七〇〇円	一一三、六〇〇円	九四、三〇〇円	一一二、二〇〇円	一〇八、一〇〇円	六五、三〇〇円	六五、八〇〇円	五六、一〇〇円	三五、〇〇〇円

県営将監第五住宅										県営将監第四住宅										県営将監第三住宅																		
同										同										同																		
同	同	同	昭 和 五 十 年 度	同	同	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	同	同	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	簡 易 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
六一・四	六一・四	六一・四	六一・四	五七・九	五七・九	四四・六	四四・六	四三・五	四三・五	四三・五	四三・五	四四・六	四四・六	四四・六	四三・五	四三・五	四三・五	四三・五	八一・七	七九・九	六四・三	五八・二																
〇・九二五七	〇・九三三四	〇・九一五七	〇・九三三四	〇・九二五七	〇・九一五七	〇・九二五七	〇・九一五七	〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九六六四	〇・九六六四	〇・九六六四	〇・九六六四	〇・九六六四	〇・九六六四	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七																	
〇・五八五三	〇・五八三八	〇・五七九〇	〇・五七七五	〇・五四二五	〇・五三六六	〇・四一七九	〇・四一三三	〇・四六六三	〇・三九五	〇・三八八二	〇・四九四八	〇・四一八二	〇・四一三七	〇・三九三七	〇・三八九五	〇・九四〇四	〇・九四〇四	〇・九一一五	〇・九一一五	〇・七四〇一	〇・六六九八																	
五二、五〇〇円	四九、九〇〇円	五二、五〇〇円	四九、九〇〇円	五七、二〇〇円	五七、二〇〇円	四六、六〇〇円	四六、六〇〇円	五五、一〇〇円	三九、六〇〇円	三九、六〇〇円	五六、四〇〇円	四〇、八〇〇円	四〇、八〇〇円	四一、四〇〇円	四一、四〇〇円	一一三、五〇〇円	一一三、五〇〇円	九三、五〇〇円	九三、五〇〇円	九〇、三〇〇円	九〇、三〇〇円																	

県営加茂第二住宅											県営加茂住宅								
同											同								
同	同	同	同	同	昭 和 六 十 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 七 年 度	同	昭 和 五 十 五 年 度	同	昭 和 五 十 八 年 度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造
七二・二	七二・二	六四・六	六四・六	六〇・五	六〇・五	六四・六	六四・六	六〇・七	六〇・七	六〇・五	六〇・五	六八・四	六八・四	六〇・一	六〇・一	五七・〇	五七・〇	六〇・七	六〇・七
〇・九一六二	〇・九〇六二	〇・九一六二	〇・九〇六二	〇・九一六二	〇・九〇六二	〇・九一六二	〇・九〇六二	〇・九一六二	〇・九〇六二	〇・九〇六二	〇・九〇六二	〇・九一五九	〇・九〇五九	〇・九一五九	〇・九〇五九	〇・九一五九	〇・九〇五九	〇・九二五七	〇・九一五七
〇・七九七二	〇・七八八五	〇・七二三三	〇・七〇五五	〇・六六八〇	〇・六六〇七	〇・六九二五	〇・六八四九	〇・六五〇七	〇・六四三六	〇・六四八五	〇・六四一四	〇・七三〇〇	〇・七二四一	〇・六三四四	〇・六二七五	〇・五八三四	〇・五七七〇	〇・六五七四	〇・六五〇三
八三、二〇〇円	八三、二〇〇円	七四、六〇〇円	七四、六〇〇円	七〇、一〇〇円	七〇、一〇〇円	七三、二〇〇円	七三、二〇〇円	六九、一〇〇円	六九、一〇〇円	六八、九〇〇円	六八、九〇〇円	七一、七〇〇円	七一、七〇〇円	六三、九〇〇円	六三、九〇〇円	五七、六〇〇円	五七、六〇〇円	八三、四〇〇円	八三、四〇〇円

県営黒松第四住宅				県営加茂第三住宅			県営七北田住宅					県営虹の丘住宅							
同				同			同					同							
同	平 成 三 年 度	同	同	同	平 成 元 年 度	同	同	同	昭 和 六 十 三 年 度	同	同	同	昭 和 六 十 一 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 三 年 度
同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五五・六	五〇・六	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	七五・六	七四・四	六六・四	五六・九	六八・四	六八・四	六〇・一	六〇・一	七二・二	七二・二	六四・六	六四・六	六〇・五	六〇・五
〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九二四九	〇・九二四九	〇・九二五九	〇・九二五九	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	〇・九二二八	〇・九二二八	〇・九二二八	〇・九二二八	〇・九二六二	〇・九二六二	〇・九二六二	〇・九〇六二	〇・九二六二	〇・九〇六二
〇・六九五六	〇・六三三一	〇・八〇六八	〇・七〇八九	〇・七九九九	〇・七二二〇	〇・九五〇八	〇・九三五六	〇・八三五一	〇・七一五六	〇・七七〇九	〇・七六六六	〇・六七七四	〇・六七〇〇	〇・八三三〇	〇・八三三九	〇・七四四四	〇・七三六三	〇・六九七一	〇・六八九五
六三、八〇〇円	五八、四〇〇円	七六、二〇〇円	六八、六〇〇円	七三、一〇〇円	六五、一〇〇円	一〇七、四〇〇円	一〇一、四〇〇円	九五、〇〇〇円	八三、三〇〇円	八七、四〇〇円	八七、四〇〇円	七六、八〇〇円	七六、八〇〇円	八〇、六〇〇円	八〇、六〇〇円	七二、三〇〇円	七二、三〇〇円	六八、三〇〇円	六八、三〇〇円

																			県営松陵住宅	
																			同	
同	同	同	平成五年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	中層耐 火造	同	同	同	同	高層耐 火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	高層耐 火造	同	
六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	
〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	
〇・六三三三	〇・六三三三	〇・五二九六	〇・五〇七四	一・〇五七七	〇・九一七	〇・八七四二	〇・七五五五	〇・七四五〇	一・〇三〇五	〇・八六一三	〇・七二七九	〇・六五三四	一・〇二四八	〇・八八三四	〇・八四七一	〇・七三三〇	〇・七二二九	〇・九九八五	〇・八三四六	
八六、五〇〇円	八七、一〇〇円	七二、二〇〇円	六九、五〇〇円	一三三、二〇〇円	一一四、八〇〇円	一一〇、四〇〇円	九四、五〇〇円	九四、一〇〇円	二二五、八〇〇円	一〇〇、五〇〇円	八一、九〇〇円	七七、六〇〇円	九六、二〇〇円	八二、九〇〇円	七九、五〇〇円	六八、六〇〇円	六七、二〇〇円	九二、四〇〇円	七六、八〇〇円	

																			県営石巻蛇田住宅	
																			石巻市	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成六年度	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	
〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九九七九	〇・九九七九	
〇・八〇三六	〇・七五七〇	〇・六七五一	〇・六六九〇	〇・六六七〇	〇・六六二九	〇・六四五七	〇・六四三七	〇・六三八六	〇・六三六六	〇・五三三四	〇・五一〇一	〇・七九九五	〇・七五三三	〇・六七二六	〇・六六五六	〇・六六三六	〇・六五九五	〇・六四二四	〇・六四〇四	
一一五、二〇〇円	一〇七、五〇〇円	九九、五〇〇円	九六、〇〇〇円	九六、七〇〇円	九七、四〇〇円	九三、一〇〇円	九一、九〇〇円	九二、九〇〇円	九三、五〇〇円	七七、五〇〇円	七四、七〇〇円	一〇七、二〇〇円	一〇〇、一〇〇円	九二、七〇〇円	八九、四〇〇円	九〇、〇〇〇円	九〇、七〇〇円	八六、七〇〇円	八五、六〇〇円	

																	県営石巻鹿妻住宅		
																	同		
同	同	同	昭和五十九年度	同	同	同	同	同	同	同	昭和五十三年度	同	同	同	昭和五十二年	同	昭和五十一年	同	昭和五十年
同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六二・二	六二・二	四九・五	四九・五	六六・七	六六・七	五九・三	五九・三	五五・九	五五・九	四五・〇	四五・〇	五五・九	五五・九	五五・九	五五・九	五五・九	五五・九	五一・二	四四・六
〇・九三二八	〇・九三二八	〇・九三三八	〇・九三二八	〇・九三三〇	〇・九三二〇	〇・九三三〇	〇・九三二〇	〇・九三三〇	〇・九三三〇	〇・九三三〇	〇・九三二〇	〇・九三三六	〇・九三三〇	〇・九三二六	〇・九三二〇	〇・九三二六	〇・九三二六	〇・九二八一	〇・九二八一
〇・五二二二	〇・五〇五七	〇・四〇六八	〇・四〇二四	〇・五〇四一	〇・四九八六	〇・四四八二	〇・四四三三	〇・四三三五	〇・四二七九	〇・三四〇一	〇・三三六四	〇・四二五九	〇・四二五六	〇・四二一四	〇・四二一一	〇・四〇九〇	〇・四〇四六	〇・三六六九	〇・三二九六
六一、九〇〇円	六一、九〇〇円	四九、八〇〇円	四九、八〇〇円	四六、六〇〇円	四六、六〇〇円	四一、五〇〇円	四一、五〇〇円	三九、四〇〇円	三九、四〇〇円	三三、三〇〇円	三三、三〇〇円	四〇、六〇〇円	四〇、六〇〇円	四〇、六〇〇円	四〇、六〇〇円	三八、四〇〇円	三八、四〇〇円	三八、三〇〇円	三四、七〇〇円

県営石巻西境谷地住宅			県営石巻黄金浜住宅		県営石巻門脇住宅		県営桃生中津山住宅		県営河南鹿又住宅					県営石巻吉野住宅(身体障害者向け住宅)		県営石巻吉野住宅			
同			同		同		同		同					同		同			
同	同	平成四年度	同	平成二年度	同	昭和六十三年	同	昭和六十三年	同	同	同	昭和五十八年	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	同	同
七二・八	六六・八	四八・三	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	六六・四	六六・四	六四・六	六四・六	六〇・五	六〇・五	六三・二	七七・二	七七・二	七四・九	七四・九	六三・二	六三・二
〇・九八二四	〇・九八二四	〇・九八二四	〇・九二九九	〇・九二九九	〇・九三三九	〇・九三三九	〇・九一四三	〇・九一四三	〇・九二六三	〇・九二六三	〇・九二六三	〇・九二六三	〇・九二六八	〇・九三三八	〇・九三二八	〇・九三三八	〇・九二二八	〇・九三三八	〇・九二二八
〇・七二二三	〇・六五三五	〇・四七二五	〇・六一四七	〇・五四〇一	〇・六二二六	〇・五二九四	〇・四八七一	〇・四七四九	〇・五二五一	〇・五一九四	〇・四九一七	〇・四八六四	〇・五四二〇	〇・六三四五	〇・六二七六	〇・六二七六	〇・六一五六	〇・六一九〇	〇・五一三八
五七、七〇〇円	五七、三〇〇円	三九、九〇〇円	四八、七〇〇円	四三、四〇〇円	六四、八〇〇円	五七、二〇〇円	二八、二〇〇円	三〇、八〇〇円	六〇、七〇〇円	六〇、七〇〇円	五七、三〇〇円	五七、三〇〇円	六〇、一〇〇円	七七、三〇〇円	七七、三〇〇円	七四、〇〇〇円	七四、〇〇〇円	六三、四〇〇円	六三、四〇〇円

県宮塩釜清水沢住宅											県宮石巻渡波住宅(老人世帯向け住宅)					県宮石巻渡波住宅			
塩竈市											同					同			
同	平成四年度	同	同	同	平成元年度	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 一 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 年 度	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六四・〇	五一・〇	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	五七・九	五七・九	五一・二	五一・二	三二・七	三二・七	五七・九	五七・九	五一・二	五一・二	六五・三	五五・八	七七・八	六五・三
〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九三三	〇・九四三	〇・九三三	〇・九四三	〇・九三三	〇・九四三	〇・九三三	〇・九四三	〇・九三三	〇・九六七九	〇・九六七九	〇・九六七九	〇・九六七九
〇・六〇五	〇・四七八五	〇・七〇〇二	〇・五八二二	〇・五七六七	〇・四五九六	〇・四二八五	〇・四三三九	〇・三七八九	〇・三七七八	〇・二四一九	〇・二三九四	〇・四二二三	〇・四二六八	〇・三七七五	〇・三六八六	〇・六四九六	〇・五五五〇	〇・七七三九	〇・六四九六
六七、一〇〇円	五三、六〇〇円	五九、〇〇〇円	四九、一〇〇円	四八、六〇〇円	三八、八〇〇円	三六、九〇〇円	三六、九〇〇円	三四、三〇〇円	三四、三〇〇円	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三三、四〇〇円	三三、四〇〇円	三〇、五〇〇円	三〇、五〇〇円	一〇五、八〇〇円	九〇、六〇〇円	二二五、九〇〇円	一〇五、八〇〇円

県宮塩釜舟入住宅							県宮塩釜天満崎住宅					県宮塩釜北浜住宅		県宮塩釜庚塚住宅				
同							同					同		同				
同	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 二 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 六 年 度	同	昭 和 五 十 五 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同
同	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六九・〇	六九・〇	六八・七	六八・七	六八・四	六八・四	五七・〇	六一・八	六一・八	五九・三	五九・三	六三・一	六三・一	五九・三	五九・三	五七・〇	五七・〇	七七・七	六四・六
〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九四〇五	〇・九三〇五	〇・九四〇五	〇・九三〇五	〇・九四〇八	〇・九三〇八	〇・九六〇〇	〇・九五〇〇	〇・九六〇〇	〇・九五〇〇	〇・九四三三	〇・九四三三
〇・五九九二	〇・五九二八	〇・五九六六	〇・五九〇二	〇・五九四〇	〇・五八七七	〇・四九五〇	〇・四九四七	〇・四八九五	〇・四七四七	〇・四六九七	〇・四九七五	〇・四九三三	〇・四六九六	〇・四六四七	〇・四五一四	〇・四四六七	〇・七二九一	〇・六〇六一
六三、五〇〇円	六三、五〇〇円	六三、二〇〇円	六三、二〇〇円	六二、九〇〇円	六二、九〇〇円	五二、五〇〇円	五二、五〇〇円	四二、〇〇〇円	三九、四〇〇円	三九、四〇〇円	三九、三〇〇円	三九、三〇〇円	三九、三〇〇円	三九、三〇〇円	三八、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	八一、五〇〇円	六七、八〇〇円

	県営名取田高住宅						県営白石寿山住宅				県営本吉大沢住宅		県営気仙沼鹿折住宅						
	名取市						白石市				同		気仙沼市						
平成四年度	同	同	同	同	同	昭和五十一年度	同	同	同	昭和四十九年度	同	平成元年度	昭和五十三年度	同	昭和五十一年度	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	同	同	中層耐火造	同	同	同	同
四八・三	五五・九	五五・九	五二・五	五二・五	五一・二	五一・二	四六・五	四六・五	四六・五	四六・五	六八・八	六六・四	五二・五	五二・五	五一・二	七九・九	七九・九	七九・二	七九・二
〇・九七三	〇・九四六一	〇・九三六一	〇・九四六一	〇・九三六一	〇・九四六一	〇・九三六一	〇・九二六九	〇・九二六九	〇・九二六九	〇・九二六九	〇・九二五	〇・九二五	〇・九〇一	〇・九〇一	〇・九〇一	〇・九三七	〇・九三七	〇・九三七	〇・九三七
〇・四九八三	〇・四四三二	〇・四三八四	〇・四一六一	〇・四一七	〇・四〇五八	〇・四〇一五	〇・三〇五三	〇・三〇五三	〇・三〇五三	〇・三〇二〇	〇・四六四三	〇・四四八一	〇・三六二〇	〇・三五〇二	〇・三四一五	〇・六九三九	〇・六八六五	〇・六八七八	〇・六八〇四
四五、六〇〇円	四一、三〇〇円	四一、三〇〇円	三八、四〇〇円	三八、四〇〇円	三七、七〇〇円	三七、七〇〇円	二九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三一、六〇〇円	三〇、七〇〇円	三四、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三三、七〇〇円	七三、四〇〇円	七三、四〇〇円	七二、六〇〇円	七二、六〇〇円

県営名取手倉田第二住宅		県営名取谷津山住宅									県営名取名取が丘四丁目住宅				県営名取飯野坂住宅				
同		同									同				同				
同	平成二十五年度	昭和五十六年度	同	同	同	同	同	同	同	平成五年度	同	同	同	平成七年度	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六五・〇	三八・〇	六一・八	七九・六	七四・九	六八・四	六七・五	六五・五	六五・一	五八・一	五五・一	七八・六	七〇・四	六五・七	五五・〇	七九・九	七三・〇	七二・八	六六・八	六三・五
〇・九九三七	〇・九九三七	〇・九四三七	〇・九七三〇	〇・九七三〇	〇・九七三〇	〇・九七三〇	〇・九七三〇	〇・九七三〇	〇・九七三〇	〇・九七三〇	〇・九七三〇	〇・九七三〇	〇・九七三〇	〇・九七三〇	〇・九七三三	〇・九七三三	〇・九七三三	〇・九七三三	〇・九七三三
〇・七五七七	〇・四四三九	〇・五九五五	〇・八三三八	〇・七八三六	〇・七一五六	〇・七〇六二	〇・六八五二	〇・六八一	〇・六〇七八	〇・五七六四	〇・八三一	〇・七四四三	〇・六九四六	〇・五八一五	〇・八二四四	〇・七五三二	〇・七五二二	〇・六八九二	〇・六五五二
一一五、六〇〇円	六七、六〇〇円	四九、五〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	九四、九〇〇円	八六、二〇〇円	八六、四〇〇円	八三、一〇〇円	八四、二〇〇円	七三、四〇〇円	七〇、二〇〇円	一一一、三〇〇円	一一〇、七〇〇円	一〇三、五〇〇円	八九、五〇〇円	七五、三〇〇円	六六、三〇〇円	六六、三〇〇円	六五、九〇〇円	五九、八〇〇円

										県宮角田横倉住宅		県宮名取増田住宅									
										角田市		同									
同	昭 和 六 十 年 度	同	昭 和 四 十 一 年 度	同	昭 和 三 十 五 年 度	同	昭 和 三 十 四 年 度	同	昭 和 三 十 三 年 度	同	平 成 五 年 度	同	同	平 成 三 年 度	同	昭 和 六 十 一 年 度	同	昭 和 六 十 年 度	同		
同	火 造 高 層 耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
五三・六	五三・六	四〇・三	四〇・三	三六・四	三六・四	三六・四	三六・四	三六・四	三六・四	七四・四	六四・四	七九・九	六七・二	五六・一	六〇・七	六〇・七	六〇・七	六〇・七	六〇・七	七六・七	
〇・九四一八	〇・九三三八	〇・九四一八	〇・九三八	〇・九四一八	〇・九三八	〇・九三八	〇・九三八	〇・九三八	〇・九三八	〇・九五一六	〇・九五一六	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九六〇〇	〇・九五〇〇	〇・九六〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九九三七	
〇・五二七一	〇・五二一六	〇・二八二三	〇・二七八三	〇・二二三四	〇・二二一〇	〇・二二八三	〇・二二六〇	〇・二二三三	〇・二二〇九	〇・六六六八	〇・五七七一	〇・八三七六	〇・七〇四四	〇・五八八〇	〇・五六九九	〇・五六四〇	〇・五六一八	〇・五五五九	〇・五五五九	〇・八九四一	
五三、三〇〇円	五三、三〇〇円	一九、二〇〇円	一九、二〇〇円	一三、六〇〇円	一三、六〇〇円	一三、六〇〇円	一三、六〇〇円	一三、六〇〇円	一三、六〇〇円	一〇三、一〇〇円	九〇、〇〇〇円	六六、八〇〇円	五六、一〇〇円	四七、五〇〇円	五六、三〇〇円	五六、三〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	一三六、三〇〇円	

										県宮多賀城中峯元住宅		県宮多賀城大代住宅		県宮多賀城八幡住宅							
										同		同		多賀城市							
昭 和 五 十 三 年 度	同	昭 和 五 十 二 年 度	同	昭 和 五 十 年 度	同	平 成 三 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 一 年 度	同	同	同	同	同	同	同		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	火 造 中 層 耐	同	同	同	同	同	同	同	同	
四五・〇	五七・〇	五七・〇	四六・五	四六・五	六八・〇	五五・〇	七八・三	七八・三	六八・二	六八・二	五五・三	五五・三	六八・九	六八・九	六八・九	六八・九	六八・九	六八・九	六二・〇	六二・〇	
〇・九五〇〇	〇・九六〇〇	〇・九五〇〇	〇・九三三〇	〇・九三三〇	〇・九六二〇	〇・九六二〇	〇・九四一八	〇・九三三八	〇・九四一八	〇・九三三八	〇・九四一八	〇・九三三八	〇・九四一八	〇・九四一八	〇・九三二八	〇・九三二八	〇・九三二八	〇・九三二八	〇・九四一八	〇・九三二八	
〇・三九三三	〇・四九五三	〇・四九〇一	〇・三七五六	〇・三七一五	〇・七二八六	〇・五八九三	〇・七六六四	〇・七五八三	〇・六六七五	〇・六六〇四	〇・五四二二	〇・五三五五	〇・六六四七	〇・六六四七	〇・六五七七	〇・六五七七	〇・六五七七	〇・六五七七	〇・五九八一	〇・五九八一	
三四、五〇〇円	四三、一〇〇円	四三、一〇〇円	三三、三〇〇円	三三、三〇〇円	五八、五〇〇円	四七、五〇〇円	八〇、二〇〇円	八〇、二〇〇円	七〇、二〇〇円	七〇、二〇〇円	五七、二〇〇円	五七、二〇〇円	六八、〇〇〇円	六七、二〇〇円	六八、〇〇〇円	六七、二〇〇円	六七、二〇〇円	六七、二〇〇円	六一、七〇〇円	六一、七〇〇円	

							県宮岩沼亀塚住宅							県宮多賀城浮島住宅					
							岩沼市							同					
同	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五 一 ・ 二	五 一 ・ 二	四 六 ・ 五	四 六 ・ 五	四 六 ・ 五	四 六 ・ 五	四 六 ・ 五	五 七 ・ 九	五 七 ・ 九	四 六 ・ 五	四 六 ・ 五	四 四 ・ 六	四 四 ・ 六	四 三 ・ 五	四 三 ・ 五	六 六 ・ 七	六 六 ・ 七	五 五 ・ 九	五 五 ・ 九	四 五 ・ 〇
〇 ・ 九 三 七 六	〇 ・ 九 三 七 六	〇 ・ 九 七 七 六	〇 ・ 九 三 七 六	〇 ・ 九 三 七 六	〇 ・ 九 二 七 六	〇 ・ 九 二 七 六	〇 ・ 九 四 四	〇 ・ 九 三 四	〇 ・ 九 四 四	〇 ・ 九 三 四	〇 ・ 九 四 四	〇 ・ 九 三 四	〇 ・ 九 四 四	〇 ・ 九 三 四	〇 ・ 九 六 〇 〇	〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 六 〇 〇	〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 六 〇 〇
〇 ・ 三 七 〇 七	〇 ・ 三 六 六 七	〇 ・ 三 八 二 〇	〇 ・ 三 三 七	〇 ・ 三 三 七	〇 ・ 三 三 一	〇 ・ 三 三 一	〇 ・ 四 一 四 二	〇 ・ 四 〇 九 八	〇 ・ 三 三 六	〇 ・ 三 三 一	〇 ・ 三 一 九 〇	〇 ・ 三 一 五 七	〇 ・ 三 〇 四	〇 ・ 二 九 七 二	〇 ・ 五 八 九 一	〇 ・ 五 八 二 九	〇 ・ 四 九 三 七	〇 ・ 四 八 八 六	〇 ・ 三 九 七 四
三 三 、 〇 〇 〇 円	三 三 、 〇 〇 〇 円	五 〇 、 〇 〇 〇 円	三 四 、 六 〇 〇 円	三 一 、 五 〇 〇 円	三 四 、 六 〇 〇 円	三 一 、 五 〇 〇 円	三 一 、 四 〇 〇 円	三 一 、 四 〇 〇 円	二 五 、 三 〇 〇 円	二 五 、 三 〇 〇 円	二 四 、 二 〇 〇 円	二 四 、 二 〇 〇 円	二 四 、 六 〇 〇 円	二 四 、 六 〇 〇 円	五 〇 、 二 〇 〇 円	五 〇 、 二 〇 〇 円	四 二 、 四 〇 〇 円	四 二 、 四 〇 〇 円	三 四 、 五 〇 〇 円

県宮岩沼千貫住宅							県宮岩沼相の原住 宅 (身体障害者向け 住宅)				県宮岩沼相の原住 宅								
同							同				同								
同	同	昭 和 六 十 一 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 五 年 度	同	昭 和 五 十 一 年 度	昭 和 五 十 六 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 一 年 度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六 八 ・ 四	六 〇 ・ 一	六 〇 ・ 一	六 七 ・ 五	六 七 ・ 五	五 九 ・ 二	五 九 ・ 二	五 七 ・ 九	五 七 ・ 九	六 一 ・ 八	五 七 ・ 九	五 七 ・ 九	五 七 ・ 九	五 七 ・ 九	五 七 ・ 九	五 一 ・ 三	五 一 ・ 三	五 一 ・ 三	五 一 ・ 三	五 一 ・ 三
〇 ・ 九 四 五 七	〇 ・ 九 五 五 七	〇 ・ 九 四 五 七	〇 ・ 九 五 五 七	〇 ・ 九 四 五 七	〇 ・ 九 五 五 七	〇 ・ 九 四 五 七	〇 ・ 九 七 七 六	〇 ・ 九 七 七 六	〇 ・ 九 四 九	〇 ・ 九 七 七 六									
〇 ・ 五 九 三 三	〇 ・ 五 六 七	〇 ・ 五 二 二	〇 ・ 五 四 〇 六	〇 ・ 五 三 五 〇	〇 ・ 四 七 四 一	〇 ・ 四 六 九 二	〇 ・ 四 四 四 六	〇 ・ 四 四 四 六	〇 ・ 四 八 一 三	〇 ・ 四 七 七 六	〇 ・ 四 六 四	〇 ・ 四 六 四	〇 ・ 四 二 八	〇 ・ 四 二 八	〇 ・ 四 四 〇	〇 ・ 三 七 七 八	〇 ・ 三 七 七 八	〇 ・ 三 七 七 七	〇 ・ 三 七 七 七
五 七 、 二 〇 〇 円	五 〇 、 〇 〇 〇 円	五 〇 、 〇 〇 〇 円	五 〇 、 二 〇 〇 円	五 〇 、 二 〇 〇 円	四 四 、 一 〇 〇 円	四 四 、 一 〇 〇 円	四 一 、 〇 〇 〇 円	四 〇 、 三 〇 〇 円	五 〇 、 三 〇 〇 円	五 五 、 七 〇 〇 円	四 一 、 〇 〇 〇 円	四 〇 、 三 〇 〇 円	四 一 、 〇 〇 〇 円	四 〇 、 三 〇 〇 円	四 九 、 七 〇 〇 円	三 六 、 一 〇 〇 円	三 五 、 五 〇 〇 円	三 六 、 一 〇 〇 円	三 五 、 五 〇 〇 円

県営築館久伝住宅			県営鷺沢柳沢住宅			県営若柳川南第二住宅		県営築館萩沢住宅			県営若柳川南住宅			県営追萩洗住宅			県営登米前舟橋住宅				
同			同			同		同			栗原市			同			登米市				
同	同	平成四年度	平成三年度	平成二年度	同	平成元年度	昭和五十六年度	同	同	同	同	平成七年度	同	同	同	同	同	平成四年度	同	平成三年度	同
同	同	中層耐火造	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	同
六八・〇	六五・三	五六・九	七一・六	七一・六	六八・四	六七・二	六一・八	七九・四	六七・四	五六・〇	六九・〇	六六・〇	七八・三	六五・二	六四・七	五一・六	六八・七	六八・七	六八・七	六八・四	六八・四
〇・九七三九	〇・九七三九	〇・九七三九	〇・九五三五	〇・九五三五	〇・九二七三	〇・九二七三	〇・九三三九	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九九四九	〇・九九四九	〇・九九四九	〇・九九四九	〇・九九四九	〇・九九四九	〇・九八二二	〇・九七八〇	〇・九七八〇	〇・九五五七	〇・九五五七
〇・六一五五	〇・五九一一	〇・五一五〇	〇・五一七七	〇・五一三三	〇・四六九一	〇・四六〇八	〇・四五三六	〇・七五五〇	〇・六四〇九	〇・五三三四	〇・六五七七	〇・六四三三	〇・七四二一	〇・六二一九	〇・五九八三	〇・四七七二	〇・五一一一	〇・五〇九五	〇・五〇九五	〇・五九九四	〇・五九九四
五一、五〇〇円	四九、五〇〇円	四三、〇〇〇円	二八、四〇〇円	二八、五〇〇円	三一、六〇〇円	三一、〇〇〇円	四三、八〇〇円	一一五、五〇〇円	一〇〇、九〇〇円	八八、三〇〇円	九八、六〇〇円	九五、三〇〇円	五六、九〇〇円	四七、三〇〇円	四七、三〇〇円	三七、六〇〇円	三四、一〇〇円	三四、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	五七、二〇〇円	五七、二〇〇円

県営矢本赤井住宅			県営鳴瀬中央住宅			県営鳴瀬小野住宅			県営矢本下浦住宅							県営若柳新堤下住宅				
同			同			同			東松島市							同				
同	平成三年度	同	平成二年度	昭和六十三年	昭和六十二年	昭和六十一年	同	同	同	昭和五十三年	同	昭和五十二年	同	昭和五十一年	同	同	同	同	昭和五十年	同
同	同	同	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	木造	
七三・三	七二・九	七三・三	七二・九	六七・五	六七・五	六七・五	五九・三	五九・三	五七・〇	五七・〇	五七・〇	五七・〇	五五・九	五五・九	五一・二	五一・二	四六・五	四六・五	七七・六	
〇・九九三三	〇・九九三三	〇・九九三三	〇・九九三三	〇・九二四七	〇・九二一一	〇・九二一一	〇・九六〇〇	〇・九五〇〇	〇・九六〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九六〇〇	〇・九六〇〇	〇・九六〇〇	〇・九六〇〇	〇・九七五一	
〇・五五二〇	〇・五四八〇	〇・五四四一	〇・五四二二	〇・四五五七	〇・四四八一	〇・四四三三	〇・四三三三	〇・四二六八	〇・四一四六	〇・四一〇二	〇・四〇七八	〇・四〇三六	〇・三九三四	〇・三八九三	〇・三五四二	〇・三五〇六	〇・三二二七	〇・三一八四	〇・五八〇九	
二六、一〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、一〇〇円	二六、一〇〇円	三四、三〇〇円	三六、一〇〇円	三六、六〇〇円	四五、二〇〇円	四五、二〇〇円	四三、七〇〇円	四三、七〇〇円	四〇、五〇〇円	四〇、五〇〇円	四〇、二〇〇円	四〇、二〇〇円	三五、五〇〇円	三五、五〇〇円	三三、一〇〇円	三三、一〇〇円	五九、八〇〇円	

県営古川李埜住宅 老人世帯向け住宅		県営古川李埜住宅										県営三本木西浦住宅		県営古川福浦住宅				県営鹿島台福戸住宅			県営鳴瀬中央第二住宅	
同		同										同		同				大崎市			同	
平成十四年度	平成十年度	同	同	平成十四年度	同	平成十年度	同	同	同	同	平成四年度	平成元年度	同	同	昭和三十三年度	昭和三十一年度	同	昭和三十五年	昭和三十年	平成八年度		
高層耐 火造	中層耐 火造	同	同	高層耐 火造	同	中層耐 火造	同	同	同	同	高層耐 火造	同	同	同	木造	同	同	同	中層耐 火造	同		
六五・一	五四・六	七五・一	六五・一	六三・二	七八・九	六七・一	七七・三	六八・八	六八・七	六〇・三	六七・五	六九・二	六八・八	六八・〇	五五・九	五七・九	五一・二	七九・四				
〇・九七八四	〇・九七八四	〇・九七八四	〇・九七八四	〇・九七八四	〇・九七八四	〇・九七八四	〇・九七八四	〇・九七八四	〇・九七八四	〇・九七八四	〇・九七八四	〇・九三九六	〇・九三九六	〇・九三九六	〇・九二二一	〇・九二二一	〇・九二二一	〇・六六四七				
〇・六二四三	〇・五二四七	〇・七〇二二	〇・六二四三	〇・六〇六一	〇・七四三七	〇・六三三五	〇・七〇三〇	〇・六二五七	〇・六二四八	〇・五四八三	〇・四六三二	〇・四七四八	〇・四七二〇	〇・四六六五	〇・三七七五	〇・三八四四	〇・三三九九	〇・六一六七				
一〇五、八〇〇円	一〇〇、一〇〇円	一一六、九〇〇円	一〇五、八〇〇円	一〇三、六〇〇円	一一九、五〇〇円	一一五、二〇〇円	五七、二〇〇円	五三、六〇〇円	五三、六〇〇円	四四、六〇〇円	二九、六〇〇円	三四、六〇〇円	三四、六〇〇円	三四、五〇〇円	三四、九〇〇円	三六、一〇〇円	三三、九〇〇円	九九、七〇〇円				

		県営村田石生住宅			県営大河原結ヶ丘住宅							県営蔵王井戸井住宅				県営松山金谷住宅		
		田町 柴田郡村			同							河原町 柴田郡大蔵				同		
同	昭和三十六年度	同	昭和三十五年	昭和三十六年度	昭和三十八年度	同	同	同	同	平成六年度	昭和三十年	同	平成六年度	同	同	同	同	平成四年度
同	同	同	中層耐 火造	同	同	同	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	同	中層耐 火造	木造
六一・八	六一・八	五九・三	五九・三	六六・二	六六・二	七九・九	七九・五	七五・一	七四・七	七四・七	五一・二	五一・二	六九・〇	六六・〇	六八・〇	六五・三	五六・九	七七・八
〇・九五〇六	〇・九四〇六	〇・九五〇六	〇・九四〇六	〇・九〇六三	〇・九〇六三	〇・九五六一	〇・九五六一	〇・九五六一	〇・九五六一	〇・九五六一	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九八八三	〇・九八八三	〇・九八八三	〇・九八八三	〇・九八八三	〇・九六四二
〇・四六六七	〇・四六一八	〇・四四〇九	〇・四三六三	〇・四二二二	〇・四〇五九	〇・六〇〇七	〇・五九七七	〇・五六四六	〇・五六一六	〇・五六一六	〇・三三七〇	〇・三三三三	〇・六四五五	〇・六一七四	〇・六二四六	〇・五九九九	〇・五三七七	〇・五七八八
五一、四〇〇円	五一、四〇〇円	四一、五〇〇円	四一、五〇〇円	三七、〇〇〇円	三五、九〇〇円	七六、〇〇〇円	七五、六〇〇円	七一、四〇〇円	七一、〇〇〇円	七〇、九〇〇円	三四、九〇〇円	三四、九〇〇円	九二、七〇〇円	八九、六〇〇円	五五、七〇〇円	五三、五〇〇円	四六、六〇〇円	五八、二〇〇円

県営柴田榎木住宅 (老人世帯向け住宅)			県営柴田榎木住宅 (身体障害者向け住宅)			県営柴田榎木住宅					県営柴田東船岡住宅		県営柴田船迫住宅											
同			同			同					同		同											
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成九年度	同	同	同	同	平成四年度	同	同	同	同	同	同	同	昭和六十三年度
同	高層耐火造	中層耐火造	同	高層耐火造	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	中層耐火造	同	木造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
五八・九	五〇・五	五〇・五	六八・八	五〇・五	五〇・五	七八・九	六八・八	六八・八	五八・九	六八・八	七六・六	七四・七	七二・八	六六・八	四八・三	六四・六	六四・六	六四・六	六〇・五	六〇・五				
〇・九九六五	〇・九九六五	〇・九九六五	〇・九九六五	〇・九九六五	〇・九九六五	〇・九九六五	〇・九九六五	〇・九九六五	〇・九九六五	〇・九九六五	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九九〇六	〇・九九〇六	〇・九九〇六	〇・九五〇六	〇・九四〇六	〇・九四〇六	〇・九五〇六	〇・五〇六三	〇・九四〇六			
〇・五六三〇	〇・四八二七	〇・四八二七	〇・六五七六	〇・四八二七	〇・四八二七	〇・七五四二	〇・六五七六	〇・六五七六	〇・五六三〇	〇・六五七六	〇・五五八六	〇・五四四八	〇・六七〇三	〇・六一五〇	〇・四四四七	〇・五四〇六	〇・五三四九	〇・五三四九	〇・五〇六三	〇・五〇一〇				
一〇三、三〇〇円	八八、〇〇〇円	八八、四〇〇円	二二〇、五〇〇円	八八、〇〇〇円	八八、四〇〇円	一三八、一〇〇円	二二〇、五〇〇円	二二〇、〇〇〇円	一〇三、九〇〇円	二二〇、五〇〇円	五九、五〇〇円	五八、一〇〇円	六〇、〇〇〇円	五九、七〇〇円	四一、五〇〇円	五一、六〇〇円	五一、六〇〇円	四八、六〇〇円	四八、六〇〇円					

県営七ヶ浜松ヶ浜住宅						県営七ヶ浜遠山住宅		県営巨理下茨田住宅							県営丸森神明住宅								
同						宮七ヶ浜町		巨理郡巨理町							伊具郡丸森町								
同	同	平成三年度	同	同	同	平成二年度	昭和三十九年度	同	昭和三十九年度	同	昭和三十九年度	同	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	
同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	同	同	
六五・五	六四・七	五五・四	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	四六・五	六〇・七	六〇・七	六〇・七	六〇・七	六〇・七	六〇・七	五七・〇	五七・〇	五一・三	五一・三	六一・六	六九・六	六九・六	六九・六	六九・六	六九・六
一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五三三	〇・九五三三
〇・六〇〇七	〇・五九三四	〇・五八八一	〇・七〇三二	〇・五八四六	〇・五七九二	〇・四六一五	〇・三三二九	〇・五〇九五	〇・五〇四二	〇・四九〇一	〇・四八八二	〇・四八三二	〇・四五一一	〇・四〇〇六	〇・三六四六	〇・三六〇七	〇・三六〇七	〇・四九一九	〇・四八五七	〇・四八五七	〇・四八五七	〇・四八五七	〇・四八五七
五七、八〇〇円	五七、一〇〇円	四八、八〇〇円	七一、八〇〇円	五九、七〇〇円	五九、一〇〇円	四七、一〇〇円	二四、三〇〇円	四八、一〇〇円	四八、一〇〇円	四九、六〇〇円	四九、六〇〇円	四六、一〇〇円	三八、五〇〇円	三八、五〇〇円	三八、八〇〇円	三八、八〇〇円	三八、八〇〇円	三〇、八〇〇円	三二、二〇〇円	三二、二〇〇円	三二、二〇〇円	三二、二〇〇円	三二、二〇〇円

宅	宮中大和吉岡南住	宅	宮中新田田川住	宅	宮中新田羽場住	宅	宮浦谷中島住	宅	宮浦谷田町裏住	宅	宮浦谷下町住	宅	宮小牛田峯山住
	黒川郡大和町		加美郡加美町		同		遠田郡浦谷町		同		同		遠田郡美里町
同	平成五年度	同	平成四年度	同	平成五年度	同	昭和五十六年度	同	昭和六十三年度	同	平成五年度	同	昭和五十五年度
同	中層耐火造	同	木造	同	同	同	中層耐火造	同	木造	同	同	同	中層耐火造
七五・六	六六・〇	六九・〇	六八・七	七三・六	七四・七	七六・六	七九・九	五九・二	六七・五	六六・四	七七・一	五九・三	五九・三
一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九七五七	〇・九七五七	〇・九七五七	〇・九七五七	〇・九四二二	〇・九四九二	〇・九四九二	〇・九四九二	〇・九三〇〇	〇・九三〇〇	〇・九三〇〇
〇・六九三四	〇・六二二五	〇・六四九八	〇・五二四六	〇・五五一一	〇・五六六三	〇・五八〇七	〇・六二七七	〇・四八四九	〇・四六〇二	〇・五九二六	〇・三九四七	〇・四一八七	〇・四三三三
六六、七〇〇円	八七、五〇〇円	九〇、六〇〇円	三〇、七〇〇円	三三、九〇〇円	五五、一〇〇円	五六、五〇〇円	一一八、一〇〇円	四七、八〇〇円	三一、三〇〇円	六一、〇〇〇円	三七、九〇〇円	四〇、〇〇〇円	三七、三〇〇円

附 則

備考 応益係数は、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項各号に掲げる数値を乗じて得た数である。

公 告

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件の名称及び数量 宮城県図書館電力需給 年間約百六十一万一千キロワット時
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県仙台市泉区紫山一丁目一番地一 宮城県図書館
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
 - 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 7 宮城県入札契約等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいず

れかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。

9 入札に参加を希望する者は、8に掲げる事項を証する書類を令和七年二月二十五日（火）午後五時までに三の2の場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一三三五）へ令和七年二月十三日（木）午後五時までに提出するこ

と。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十五階
宮城県教育庁生涯学習課管理調整班（担当 高野 電話〇二二二二一三三五）

3 入札説明書及び仕様書の交付期限

令和七年二月十二日（水）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和七年二月四日（火）午後五時までに2あて申し出ること。
なお、担当者が不在の場合は、担当班あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和七年二月二十五日（火）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
令和七年三月四日（火）午前九時から令和七年三月十二日（水）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
令和七年三月四日（火）午前九時から令和七年三月十二日（水）午後五時まで

提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(三) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和七年三月十三日(木) 午前十時 宮城県自治会館 二〇二会議室

四 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代わる担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)を加えた金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Services Provided : Electricity for Miyagi Prefectural Library (Estimated annual electricity consumption : 1,611,000 kWh)

2 Contract Period : April 1, 2025 to March 31, 2026

3 Deadline for Bid Submission (digital) : Between March 4, 2025 (Tues), 9 : 00 a.m. and March 12, 2025 (Wed), 5 : 00 p.m.

4 Deadline and Place for Bid Submission (in-person) : March 13, 2025 (Thurs.), 10 : 00 a.m.

Conference Room 202, Miyagi Prefecture Jichikaihan

5 Deadline for Bid Submission (mail) : March 12, 2025 (Wed), 5 : 00 p.m.

6 Contact Information : Management Section, Life-Long Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423 JAPAN
Tel: 022-211-3651

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達役務の名称及び数量 宮城県蔵王自然の家施設管理業務 一式

2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原百五十五―一 宮城県蔵王自然の家

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四条の規定による宮城県公安委員会の認定を受けている者であること、又は宮城県以外の都道府県公安委員会の認定を受けている者にあつては、同法第九条の規定による届出書を宮城県公安委員会に提出している者であること。

9 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第

一項第八号の事業について、同項に規定する宮城県知事の登録を受けている者であること。

10 過去二年以内に国、地方公共団体から延べ床面積五千九百平方メートル以上の建物に係る本件業務と同種の業務の委託を受け、十二月以上経過しているものを含む。）。

11 入札に参加を希望する者は、8及び9及び10に掲げる事項を証する書類を令和七年二月二十五日（火）午後五時までに三の2の場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類

12 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一三三三五）へ令和七年二月十三日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十五階 宮城県教育庁生涯学習課管理調整班（担当 高野 電話〇二二一三三三五）

3 入札説明書及び仕様書の交付期限

令和七年二月十二日（水）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和七年二月四日（火）午後五時までに2あて申し出ること。

なお、担当者が不在の場合は、担当班あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和七年二月二十五日（火）

午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、提出書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

- (一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
令和七年三月四日(火) 午前九時から令和七年三月十二日(水) 午後五時まで
- (二) 書面により入札書を提出する場合
令和七年三月四日(火) 午前九時から令和七年三月十二日(水) 午後五時まで

提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時に開札場所へ提出できるものとする。

(三) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和七年三月十三日(木) 午前十一時 宮城県自治会館 二〇二会議室

四 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者。

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代わる担保の納付を求めることがある。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

- 8 契約書作成の要否 要
- 9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Facility operations maintenance for Zao Nature Retreat (1 set)
- 2 Contract Period : April 1, 2025 to March 31, 2027
- 3 Deadline for Bid Submission (digital) : Between March 4, 2025 (Tue), 9 : 00 a.m. and March 12, 2025 (Wed), 5 : 00 p.m.
- 4 Deadline and Place for Bid Submission (in-person) : March 13, 2025 (Thurs.), 11 : 00 a.m. Conference Room 202, Miyagi Prefecture Jichikaikan
- 5 Deadline for Bid Submission (mail) : March 12, 2025 (Wed), 5 : 00 p.m.
- 6 Contact Information : Management Section, Life-Long Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423 JAPAN
Tel: 022-211-3651
- 7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に關する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和七年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件の名称及び数量 東北歴史博物館電力需給 年間約二百三十一万一千キロワット時
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 多賀城市高崎一丁目二十二番一号 東北歴史博物館
- 二 入札に参加する者に必要な資格に關する事項等
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札参加資格確認最終日までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。

9 入札に参加を希望する者は、8に掲げる事項を証する書類を令和七年二月二十五日（火）午後五時までに三の2の場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政舎二階 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和七年二月十三日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政舎十五階 宮城県教育庁文化財課管理調整班（担当 鎌田 電話〇二二―二二―一三六八二）

3 入札説明書及び仕様書の交付期限

令和七年二月十二日（水）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和七年二月四日（火）午後五時までに2あて申し出ること。

なお、担当者が不在の場合は、担当班あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和七年二月二十五日（火）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、提出書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

令和七年三月四日（火）午前九時から令和七年三月十二日（水）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

令和七年三月四日（火）午前九時から令和七年三月十二日（水）午後五時まで（郵送により

提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。）

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(三) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和七年三月十三日（木）午前十時 宮城県行政庁舎二階 講堂控室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則第九十七条、第九十八条、百十三条及び百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入

札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に關する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Electricity for Tohoku History Museum.

estimated annual usage of 2,311,000 KWh

2 Contract Period : April 1, 2025 to March 31, 2026

3 Place of Implementation: Tohoku History Museum (1-22-1 Takasaki, Tagajo City)

4 Deadline and Location for Bid Submission : March 12, 2025 (Wed), 5 : 00 p.m. Management Section, Cultural Properties Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government Building

5 Time and Location for Bid Selection : March 13, 2025 (Thur.), 10 : 00 a.m. Lecture Hall

Waiting Room, 2nd floor, Miyagi Prefectural Government Building

6 Contact Information : Management Section, Cultural Properties Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423

Japan

Tel: 022-211-3682

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

企業局

○宮城県企業局管理規程第二号

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和七年一月三十一日

宮城県公営企業管理者 佐藤 達也

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の

資格を定める条例施行規程の一部を改正する管理規程

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例施行規程（平成二十四年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六号」を「第八号」に、「第五号」を「第七号」に改め、同条第一号中「に規定する学科目を修めて卒業した者」を「又は第二号の卒業者」に、「一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」を「同条第一号の卒業者については二年以上、同条第二号の卒業者については三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（同条第一号の卒業者については一年以上、同条第二号の卒業者については一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「若しくは第二号に」を「から第六号までに」に改め、「及び学科目又は同条第三号若しくは第四号に規定する課程」を削り、「これらの」を「当該」に、

「者であつて、当該修得をした後、それぞれこれらの各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」を「後、それぞれ当該各号に規定する最低経過年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経過年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第一項の」の下に「規定による」を加え、「選択した者」を「選択したものに」、「一年以上水道」を「二年以上水道等」に、「有するもの」を「有する者（六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第三条中「第二号及び第三号」を「第一号から第三号まで」に改め、同条第一号中「第四号」を「第五号」に、「学科目」を「課程」に、「学校を卒業した者」を「学校の卒業生」に改め、同条第二号中「第四条」の下に「第一号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に、「これらの」を「当該」に、「卒業した者ごとに規定する年数」を「卒業者ごとに規定する最低経過年数」に改め、同条第三号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同号の次に次の二号を加える。

四 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 建設業法施行令第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
附 則
この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。

議 会

○宮城県議会訓令第一号
公文書の写し等に対して負担しなければならない費用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年一月三十一日

宮城県議会議長 高 橋 伸 二

公文書の写し等に対して負担しなければならない費用に関する規程の一部を改正する訓令

公文書の写し等に対して負担しなければならない費用に関する規程（平成十六年宮城県議会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（費用の納入方法）

第五条 第二条及び前条の規定による費用の納入は、原則として、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号。以下「規則」という。）第三十七条第一項の規定により現金で納付する方法
 - 二 規則第四十条の二に規定する指定納付受託者に納付を委託して納付する方法
 - 三 郵送により供与物の交付を受ける場合の郵便料金の実費は、当該郵便料金相当額の郵便切手を提出することによって代えることができる。
 - 3 第一項の規定にかかわらず、当該交付を受ける者が次に掲げる者であるときは、知事の発行する納入通知書により費用を納入することができる。
 - 一 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体
 - 二 郵送等により供与物品の交付を受ける県外に在住する者
- 附 則
この訓令は、令和七年二月一日から施行する。

教育委員会

宮城県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第三号

宮城県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、宮城県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 法律、医療、心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者
- 二 その他教育委員会が適当と認める者

(会議)

第三条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。この場合において、議事に参加することができない委員の数は、省令第五条第二項に規定する会議に出席した委員の数に算入しない。

(守秘義務)

第四条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第五条 審査会の庶務は、宮城県教育庁教職員課において処理する。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正)

2 宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中

宮城県教科用図書選定審査会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）第八条の規定による義務教育諸学校の教科用図書の採択に関する重要事項の調査審議及び教育委員会に対する建議に関すること。	義務教育課
---------------	---	-------

を

宮城県教育職員免許状再授与審査会	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十二條第二項の規定による特定免許状失効者等に対する教育職員免許状の再授与に関する意見の具中に関すること。	教職員課
宮城県教科用図書選定審査会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）第八条の規定による義務教育諸学校の教科用図書の採択に関する重要事項の調査審議及び教育委員会に対する建議に関すること。	義務教育課

に改める。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第四号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 免許法第十六条の二に基づき免許状の授与を受けようとする者は、第十五条、第十六条、第十七条又は前条に掲げる書類に加えて、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、第四号の書類は原則として証明者が厳封したものを提出しなければならない。

- 一 免許状失効の原因となった児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。）に係る内容が分かる書類
- 二 免許法第十六条の二に基づく再授与に係る申請歴が分かる書類（過去に再授与の申請をしたことがある者に限る。）

三 社会的活動等状況申告書（様式第十三号の二）

- 四 勤務状況等証明書（様式第十三号の三）
 - 五 申請者の治療及び更生等の程度が分かる書類
 - 六 申請者の復職を求める嘆願書
 - 七 その他教育委員会が必要と認める書類
- 第三十二条中「に相当する宮城県の収入証紙を貼付」を「を次の各号のいずれかの方法により納付」に改め、同条に次の各号を加える。
- 一 現金による納付
 - 二 知事の発行する納入通知書による納付
 - 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法による納付
- 様式第一号を次のように改める。

様式第1号

教育職員免許状授与等願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名 (自署)

生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

下記の教育職員免許状の授与（新教育領域の追加の定め）を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域

授与手数料

レシート（提出用）貼付欄

様式第八号を次のように改める。

様式第8号

教育職員検定及び普通免許状授与等願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名 (自署)

生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与（新教育領域の追加の定め）を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域
- 3 出願根拠規定

検定手数料

レシート（提出用）貼付欄

授与手数料

レシート（提出用）貼付欄

様式第十一号の二を次のように改める。

様式第11号の2

教育職員検定及び特別免許状授与願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県
 住 所
 (フリガナ)
 氏 名 (自署)
 生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)
 連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域

検定手数料
レシート（提出用）貼付欄

授与手数料
レシート（提出用）貼付欄

様式第十二号を次のように改める。

様式第12号

教育職員検定及び臨時免許状授与等願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県
 住 所
 (フリガナ)
 氏 名 (自署)
 生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)
 連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与（新教育領域の追加の定め）を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域

検定手数料
レシート（提出用）貼付欄

授与手数料
レシート（提出用）貼付欄

様式第十三号の次に次の二様式を加える。

様式第13号の2

社会的活動等状況申告書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

1 特定免許状失効者等となった後の職歴・社会活動歴について

2 特定免許状失効者等となったことへの反省について

3 再犯防止及び更生等の取組状況等について

4 被害者等に対する慰謝措置（謝罪、損害賠償等）又は示談等の状況について

様式第13号の3

勤務状況等証明書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

所 属 名

所 属 長

印

の勤務状況等については下記のとおりです。

記

- 1 勤務期間及び業務内容について
- 2 勤務態度及び普段の言動について
- 3 周囲からの信頼度や周囲との協調性について
- 4 その他特記事項

様式第十四号を次のように改める。

様式第14号

教育職員免許状交付願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名 (自署)

生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

教育職員免許法施行法第1条の規定により下記の教育職員免許状を交付されるよう別紙関係書類を添えて出願します。

なお、有する旧免許状の種類等は次のとおりです。

免 許 状	種 類	
	教 科	
	免 許 状 番 号	
	授 与 年 月 日	

記

1 免許状の種類

2 教科

再交付手数料

レシート (提出用) 貼付欄

様式第十六号を次のように改める。

様式第16号

教育職員免許状書換願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

新 氏 名 (自署)

生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

年 月 日付けで戸籍事項に異動がありましたので、下記の教育職員免許状の書換を別紙関係書類を添えて出願します。

記

1 書換の理由

2 異動前の本籍地及び氏名

免 許 状	種 類	
	教科又は領域	
	免許状番号	
	授与年月日	

書換手数料

レシート (提出用) 貼付欄

様式第十七号を次のように改める。

様式第17号

教育職員免許状再交付願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名 (自署)

生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

下記の教育職員免許状を紛失(破損)したので、再交付を別紙関係書類を添えて出願します。

記

免 許 状	種 類	
	教科又は領域	
	免許状番号	
	授与年月日	

再交付手数料

レシート(提出用)貼付欄

様式第二十号を次のように改める。

様式第20号

年 月 日 証第 号

【交付手数料】

レシート（提出用）貼付欄

教育職員免許状授与（交付）証明書交付願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地	都・道・府・県	旧 本 籍 地	都・道・府・県
フリガナ	フリガナ		
氏 名	(自署)	旧 姓	
生 年 月 日	昭和 平成	年 月 日	性 別 男 ・ 女
現 住 所	連 絡 先 電 話 暗 号		

次の理由により下記教育職員免許状授与（交付）証明書の交付をお願いします。

【理 由】

記

免許状の種類	教科又は領域	免許状番号	授与（交付）年月日	枚数
			年 月 日	枚
			年 月 日	枚
			年 月 日	枚
			年 月 日	枚
			年 月 日	枚
合 計				枚

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。ただし、第十八条の次に一条を加える改正規定及び様式第十三号の次に二様式を加える改正規定は、令和七年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和八年三月三十一日までの間は、改正後の教育職員の免許状に関する規則（以下「新規則」という。）第三十二条の規定にかかわらず、なお従前の例により手数料の納付をすることができるといふこととする。
- 3 手数料の納付が前項の規定により、なお従前の例により行われる場合については、新規則の規定にかかわらず、改正前の教育職員の免許状に関する規則（以下「旧規則」という。）の様式により書類を提出するものとする。
- 4 この規則の施行の前に、旧規則の様式で作成された書類については、新規則の相当の様式で作成されたものとみなす。

正 誤

○宮城県公報平成一六年号外第一八号（平成十六年三月三十一日付け）中

ページ	段	行	正	誤
二	上	後ろか ら三	市町村	市長村